

改修前

空調機器仕様表

※既設機器（撤去）

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電気特性（消費電力）参考			台数	設 置 室 名
			KW	φ	V		
PAC-T1	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）3馬力相当	3.2	3	200	2	1 F：学習室兼集会室×2台
		天井カセット形（4方向吹出し）同時ツインタイプ	(3.1)				
		冷房能力：6、960kcal／h（暫定：7. 1kW）	9.8	<A>			
		暖房能力：4、480kcal／h	(9.5)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
PAC-T2	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）1. 5馬力相当	1.2	1	200	1	1 F：保育室×1台
		天井カセット形（1方向吹出し）ベアタイプ	(1.2)				
		冷房能力：2、500kcal／h（暫定：4. 0kW）	3.9	<A>			
		暖房能力：1、890kcal／h	(3.9)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
PAC-T3	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）2. 3馬力相当	1.5	3	200	1	1 F：休養室×1台
		天井カセット形（4方向吹出し）ベアタイプ	(1.2)				
		冷房能力：3、750kcal／h（暫定：5. 0kW）	4.5	<A>			
		暖房能力：3、270kcal／h	(3.0)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
PAC-T4	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）3馬力相当	3.2	3	200	1	1 F：調理実習室×1台
		天井カセット形（4方向吹出し）同時ツインタイプ	(3.1)				
		冷房能力：6、960kcal／h（暫定：7. 1kW）	9.8	<A>			
		暖房能力：4、480kcal／h	(9.5)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
PAC-T5	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）4馬力相当	4.26	3	200	2	1 F：学習室兼集会室×2台
		床置形（1方向吹出し）ベアタイプ	(3.41)				
		冷房能力：11. 2kW（定格：10. 0kW）	13.0	<A>			
		暖房能力：12. 5kW（定格：11. 2kW）	(10.4)	<A>			
		付属品：リモコン（室内機に内蔵）					
RA-T1	ルームエアコン	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）2. 3馬力相当	2.2	1	200	1	1 F：休養室×1台
		壁掛形（1方向吹出し）ベアタイプ	(1.8)				
		冷房能力：5. 7kW（定格：5. 6kW）	12.0	<A>			
		暖房能力：8. 9kW（定格：6. 7kW）	(9.3)	<A>			
		付属品：ワイヤレスリモコン					

- （注記－1）冷媒ガス回収は特記仕様書2の19（フロン処理について）に基づき確実に行うこと。
- （注記－2）空調機「PAC－T5」は「PAC－T1」が不良になったため、設置された機器である。
- （注記－3）空調機「RA－T1」は「PAC－T2・T3」が不良になったため、設置された機器である。
- （注記－4）空調機「PAC－T1・T2・T3」の室外機は撤去済み。
- （注記－5）空調機「PAC－T1・T2・T3」の冷媒管は天井内で切断の状態。

改修後

空調機器仕様表

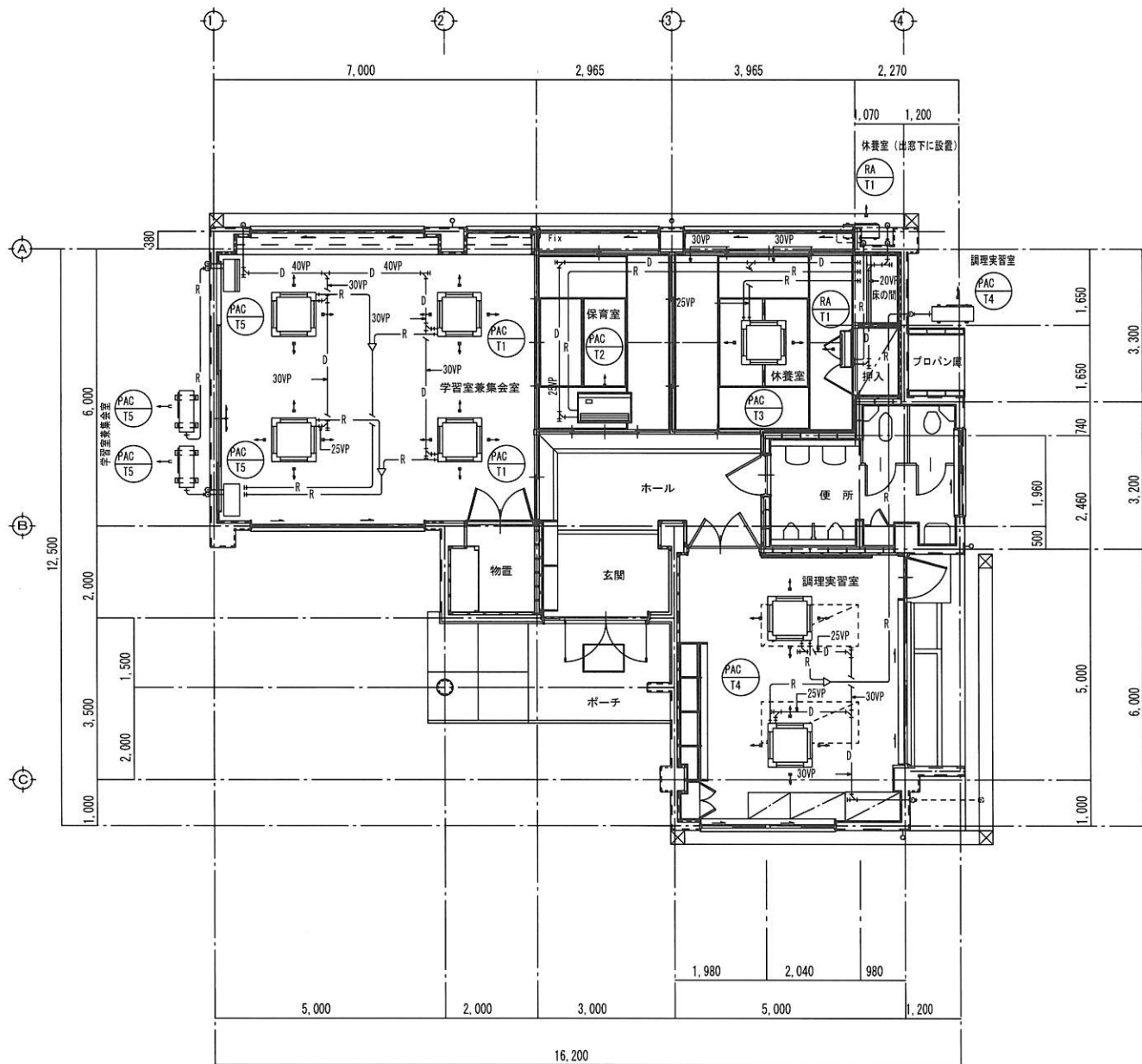
※新設機器

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電気特性（消費電力）参考			台数	設 置 室 名
			KW	φ	V		
ACP-1	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）3馬力相当	1.72	1	200	1	1 F：調理実習室×1台
		天井カセット形（4方向吹出し）同時ツインタイプ	(1.85)				基礎：本工事
		冷房能力：8. 0kW（定格：7. 1kW）	9.5	<A>			
		暖房能力：9. 5kW（定格：8. 0kW）	(10.2)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
		付属品：各室内機に加湿器（0. 7kg／h）組込					
ACP-2	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）2. 3馬力相当	1.21	1	200	1	1 F：休養室×1台
		天井カセット形（4方向吹出し）ベアタイプ	(1.25)				基礎：本工事
		冷房能力：5. 6kW（定格：5. 0kW）	6.4	<A>			
		暖房能力：7. 1kW（定格：5. 6kW）	(6.6)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
		付属品：室内機に加湿器（0. 7kg／h）組込					
ACP-3	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）3馬力相当	2.05	1	200	2	1 F：学習室兼集会室×2台
		天井カセット形（2方向吹出し）同時ツインタイプ	(2.05)				基礎：本工事
		冷房能力：8. 0kW（定格：7. 1kW）	11.3	<A>			
		暖房能力：9. 5kW（定格：8. 0kW）	(11.3)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
		付属品：各室内機に加湿器（0. 7kg／h）組込					
ACP-4	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）1. 5馬力相当	0.89	1	200	1	1 F：学習室兼集会室×1台
		天井カセット形（2方向吹出し）ベアタイプ	(0.98)				基礎：本工事
		冷房能力：4. 0kW（定格：3. 6kW）	4.9	<A>			
		暖房能力：5. 3kW（定格：4. 0kW）	(5.3)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
		付属品：室内機に加湿器（0. 7kg／h）組込					
ACP-5	パッケージ形空調機	空冷ヒートポンプ式（インバータータイプ）2馬力相当	1.35	1	200	1	1 F：保育室×1台
		天井カセット形（1方向吹出し）ベアタイプ	(1.40)				基礎：本工事
		冷房能力：5. 0kW（定格：4. 5kW）	7.3	<A>			
		暖房能力：6. 3kW（定格：5. 0kW）	(7.6)	<A>			
		付属品：化粧パネル、ワイヤードリモコン					
		付属品：室内機に加湿器（0. 7kg／h）組込					

- （注記－1）冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。
- （注記－2）空調機器の能力はインバーター制御の最大値とする。
- （注記－3）空調機器はグリーン購入法適用品とする。
- （注記－4）空調機器は省エネ性が最高の機器（超省エネタイプ）とする。

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111	工事名称・図面名称	縮 尺	図 面 番 号
					平島地区学習等供用施設改修工事	NO SCALE	M-O3
					空調設備工事 改修前・後 空調機器表		

改修前



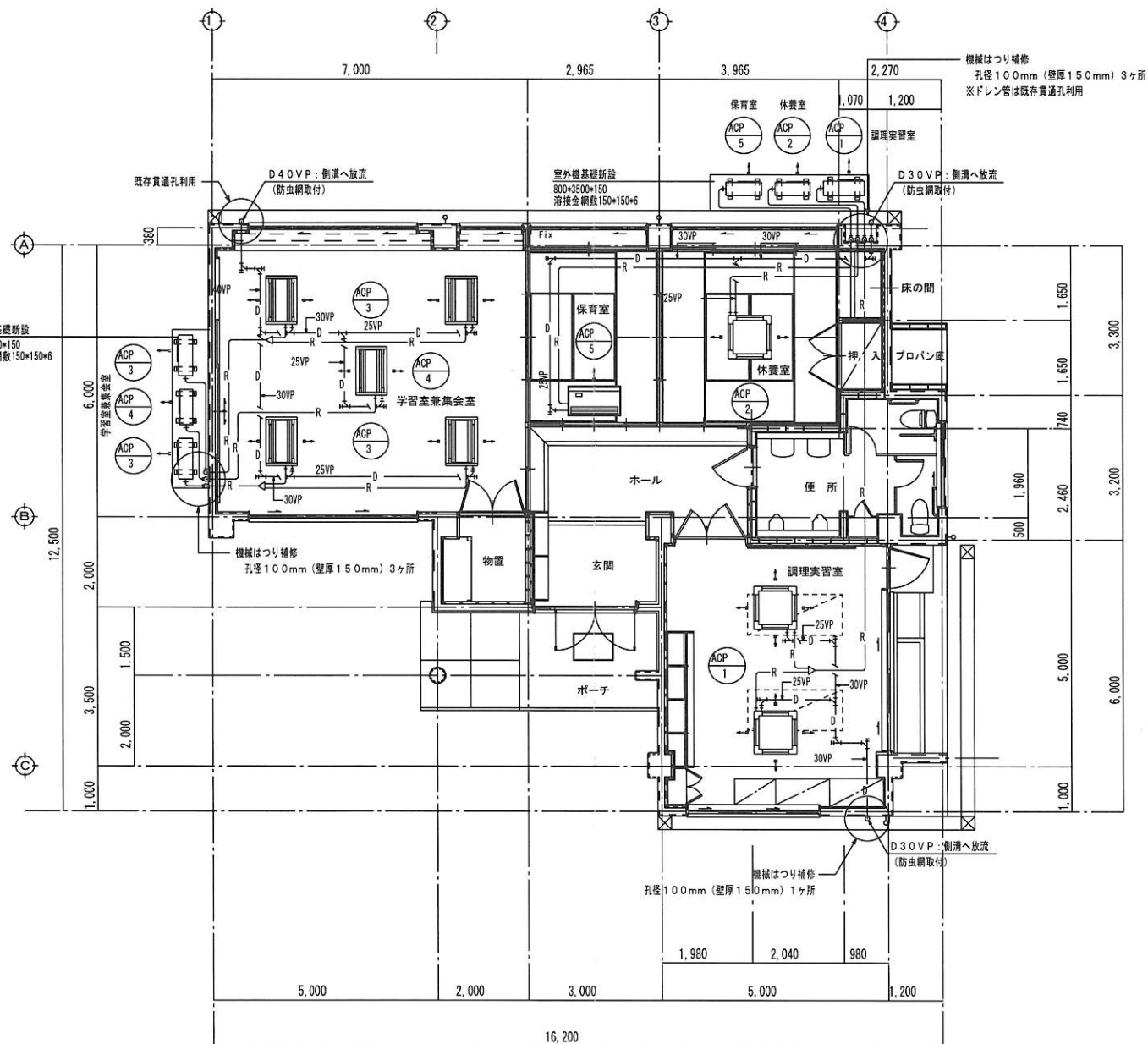
冷媒管サイズ (参考)

記 号	ガス側 (φ)		液 側 (φ)	
	主 管	分岐管	主 管	分岐管
PAC-T1	15.9	12.7	9.5	6.4
PAC-T2	12.7		6.4	
PAC-T3	12.7		6.4	
PAC-T4	15.9	12.7	9.5	6.4
PAC-T5	15.9		9.5	
RA-T1	12.7		6.4	

凡 例

名 称	記 号	管 材 質
冷媒管	— R —	冷媒用被覆銅管 (CU)
ドレン管	— D —	硬質塩化ビニール管 (VP)
渡り線		EM-EEF 1.6-3C (冷媒管に共巻)

改修後



冷媒管サイズ (参考)

記 号	ガス側 (φ)		液 側 (φ)	
	主 管	分岐管	主 管	分岐管
ACP-1	15.9	12.7	9.5	6.4
ACP-2	12.7		6.4	
ACP-3	15.9	12.7	9.5	6.4
ACP-4	12.7		6.4	
ACP-5	12.7		6.4	

室外機基礎寸法 (参考)

記 号	基礎寸法 (mm)	個 数
ACP-1	500×100×150H	2
ACP-2	450×100×150H	2
ACP-3	500×100×150H	4
ACP-4	450×100×150H	2
ACP-5	450×100×150H	2

凡 例

名 称	記 号	管 材 質
冷媒管	— R —	冷媒用被覆銅管 (CU)
ドレン管	— D —	硬質塩化ビニール管 (VP)
渡り線		EM-EEF 1.6-3C (冷媒管に共巻)

特 記

作 図 作 図 作 図

行橋市役所
都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

都市整備部
建築政策課

工事名称・図面名称

平島地区学習等供用施設改修工事

空調設備工事 改修前・後 平面図

縮 尺 図 面 番 号

A2: 1/100 M-04

改修前

換気機器仕様表 ※改修後（新設機器）

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 気 特 性			台数	設 置 室 名
			W	φ	V		
HEX-T1	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形 200φ×530m3／h×70Pa	315	1	100	2	学習室兼集会室×2台
		付属品：給排気グリル（消音形） 200φ用×2個					
		付属品：L型消音ボックス 200φ用×2個					
		付属品：アルミ製深形フード 200φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ×1個					
HEX-T2	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形 100φ×150m3／h×60Pa	84	1	100	1	保育室×1台
		付属品：給排気グリル（消音形） 100φ用×2個					
		付属品：L型消音ボックス 100φ用×2個					
		付属品：アルミ製深形フード 100φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ×1個					
HEX-T3	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形 150φ×200m3／h×80Pa	137	1	100	1	休養室×1台
		付属品：給排気グリル（消音形） 150φ用×2個					
		付属品：L型消音ボックス 150φ用×2個					
		付属品：アルミ製深形フード 150φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ×1個					
HEX-T4	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形 200φ×380m3／h×80Pa	315	1	100	1	調理実習室×1台
		付属品：給排気グリル（消音形） 200φ用×2個					
		付属品：L型消音ボックス 200φ用×2個					
		付属品：アルミ製深形フード 200φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ×1個					

改修後

換気機器仕様表 ※改修後（新設機器）

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 気 特 性			台数	設 置 室 名
			W	φ	V		
HEU-1	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形	215	1	100	5	学習室兼集会室×3台
		150φ×350m3／h×70Pa					保育室×1台
		付属品：給排気グリル（消音形） 150φ用×2個					休養室×1台
		付属品：L型消音ボックス 150φ用×2個					
		付属品：SUS製深形フード 150φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ（マイコンタイプ）×1個					
HEU-2	全熱交換ユニット	天井埋込ダクト形	110	1	100	1	調理実習室×1台
		150φ×250m3／h×50Pa					
		付属品：給排気グリル（消音形） 150φ用×2個					
		付属品：L型消音ボックス 150φ用×2個					
		付属品：SUS製深形フード 150φ（ガラリ付）×2個					
		付属品：専用リモコンスイッチ（マイコンタイプ）×1個					

遮音施工要領

断 層	材 質 名 称	材 質 仕 様
ダクト	スパイラルダクト	銅板製低圧ダクト
一 層	遮音材	遮音シート1.2t（二重巻）
二 層	断熱材	グラスウール25t－24kg／m3
三 層	外面仕上材	防護ネット

＜注記＞

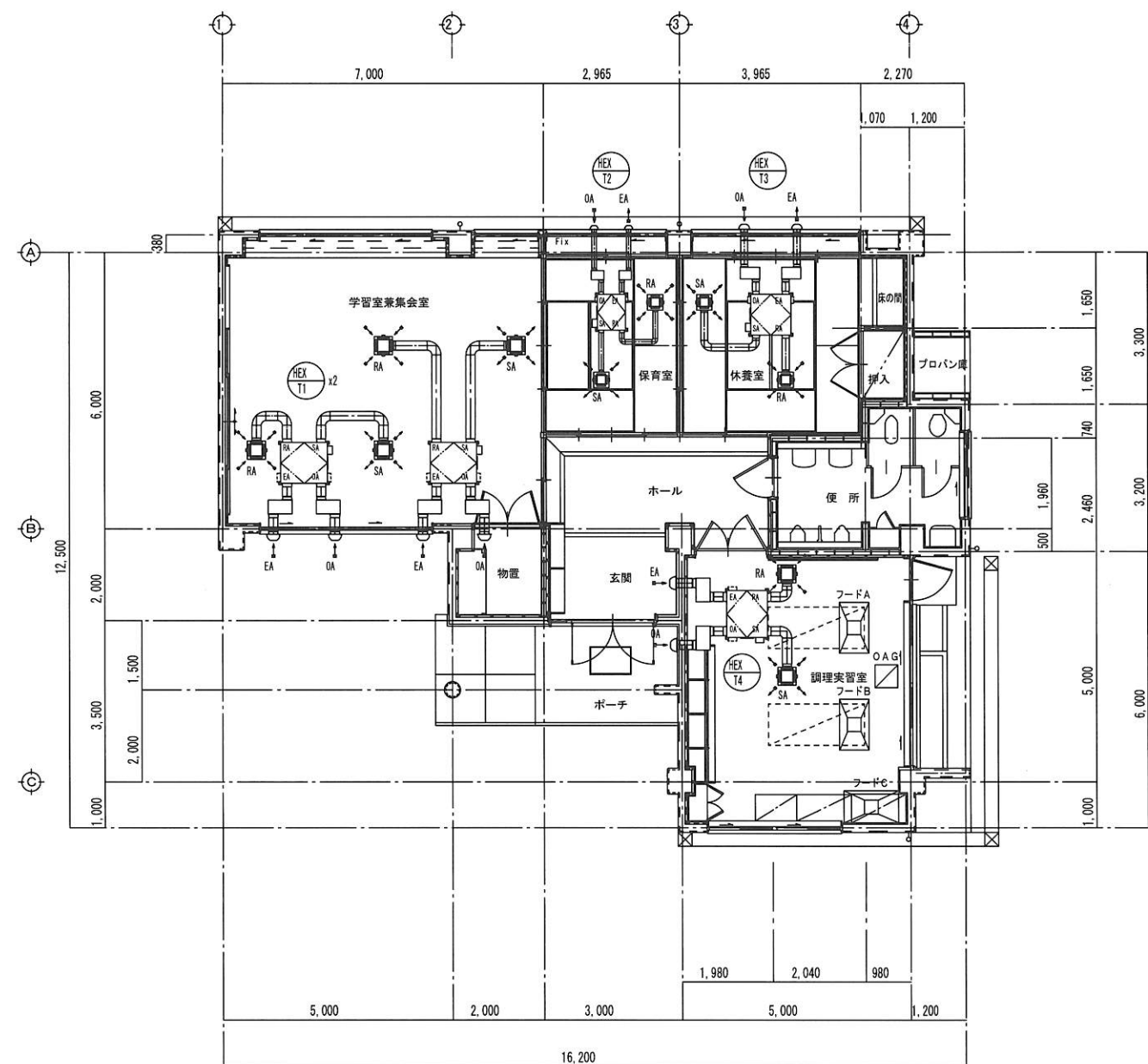
- 遮音施工は本体からL型消音ボックス間及びL型消音ボックスから外壁間のダクトを施工する。
- 遮音施工するダクトは給気ダクト（OA）及び排気ダクト（EA）とする。
- ダクトは雨水侵入を防ぐため、外壁へ下り勾配3°以上つける事。
- 本体と室内側給排気グリル間のダクトはスパイラルダクトで施工する。

特 記 事 項

1	全熱交換ユニット用リモコンスイッチの取付及び配線工事は本工事とする。
2	外壁を貫通する給排気ダクトは雨水の侵入等を防ぐため、 外壁に向かって必ず下り勾配になるよう、施工する事。
3	給排気ダクトの本体とL形消音ボックス間、及びL形消音ボックスと外壁間は 別表（遮音施工要領）を参考にし、遮音と保温を施す事。
4	各機器類の最終位置は、施工図にて打合せし検討後決定する。

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-26-1111	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 換気設備工事 改修前・後 換気機器表	縮 尺 NO SCALE	図 面 番 号 M-05
-----	-----	-----	-----	--	--	-----------------	-----------------

改修前



凡 例

名 称	記 号	ダ ク ト 材 質
排気ダクト	— EA —	スパイラルダクト+遮音シート+保温
	— RA —	スパイラルダクト
給気ダクト	— OA —	スパイラルダクト+遮音シート+保温
	— SA —	スパイラルダクト

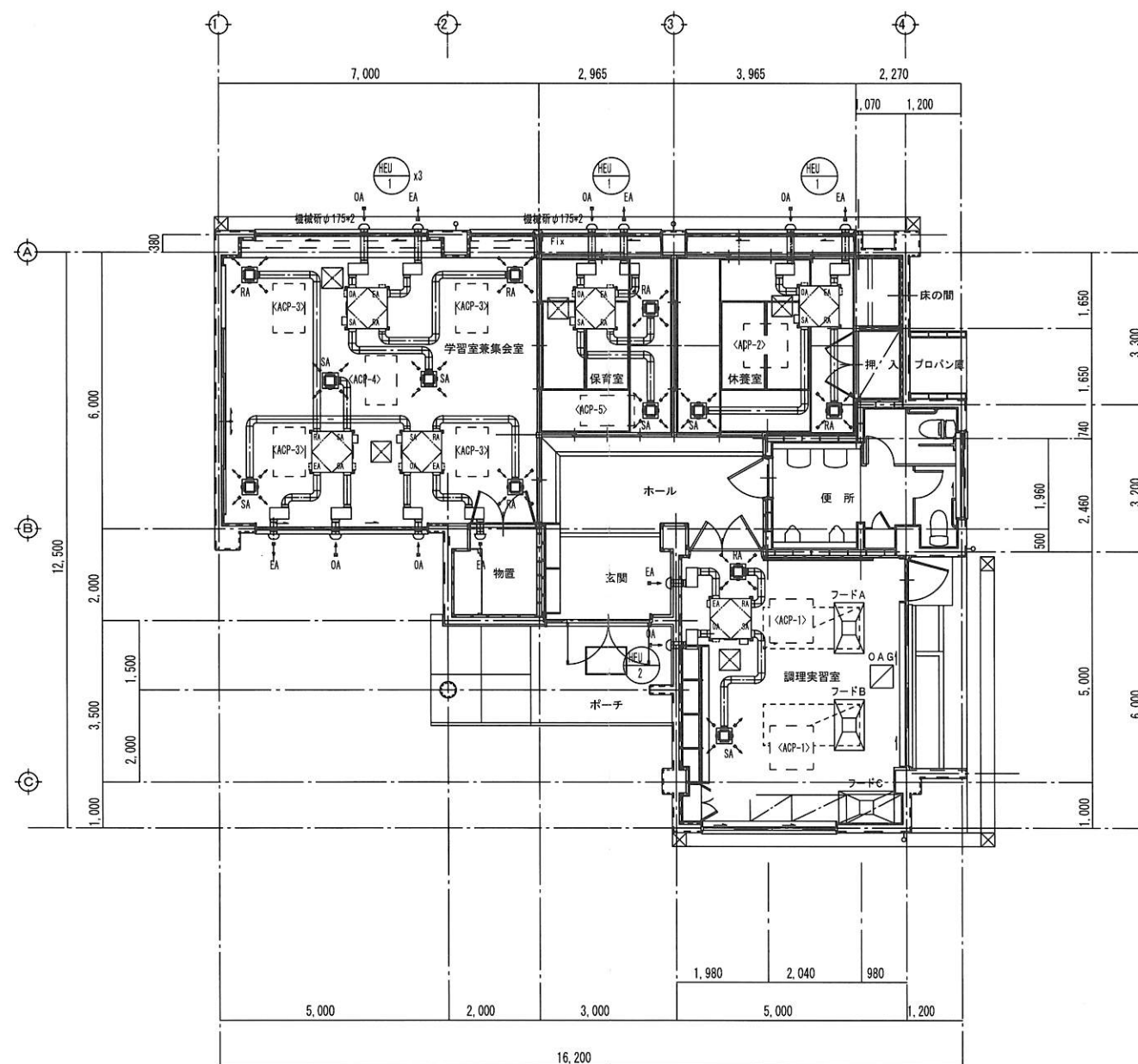
ダクトサイズ

記 号	ダクトサイズ
HEX-T1	200φ
HEX-T2	100φ
HEX-T3	150φ
HEX-T4	200φ

フード 撤去

記 号	施工区分	フード・給気グリルサイズ
フードA	一時撤去	1100×650×1200H
フードB	一時撤去	1100×650×1200H
フードC	一時撤去	1200×700×1200H
OAG	一時撤去	GVS 500×500

改修後



凡 例

名 称	記 号	ダ ク ト 材 質
排気ダクト	— EA —	スパイラルダクト+遮音シート+保温
	— RA —	スパイラルダクト
給気ダクト	— OA —	スパイラルダクト+遮音シート+保温
	— SA —	スパイラルダクト

ダクトサイズ

記 号	ダクトサイズ	機 械 は つ り 補 修
HEU-1	150φ	孔径175mm(壁厚150mm) 4ヶ所
HEU-2	150φ	既存孔利用

フード 据付 ※一時撤去品

記 号	施工区分	フード・給気グリルサイズ
フードA	再取付	1100×650×1200H
フードB	再取付	1100×650×1200H
フードC	再取付	1200×700×1200H
OAG	再取付	GVS 500×500

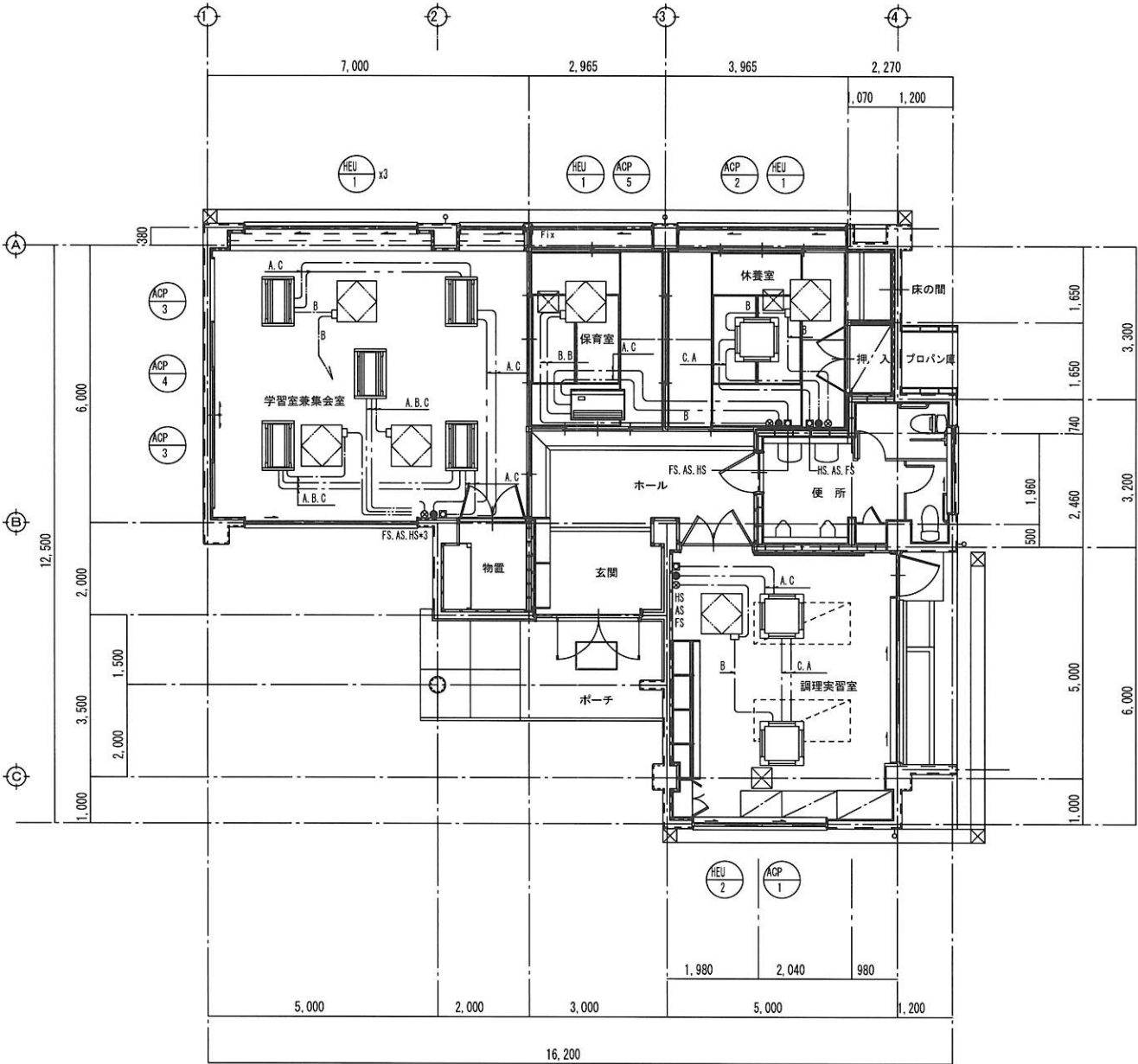
特 記

作 図 作 図 作 図

行橋市役所
都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL:0930-25-1111

工事名称・図面名称
平島地区学習等供用施設改修工事
換気設備工事 改修前・後 平面図

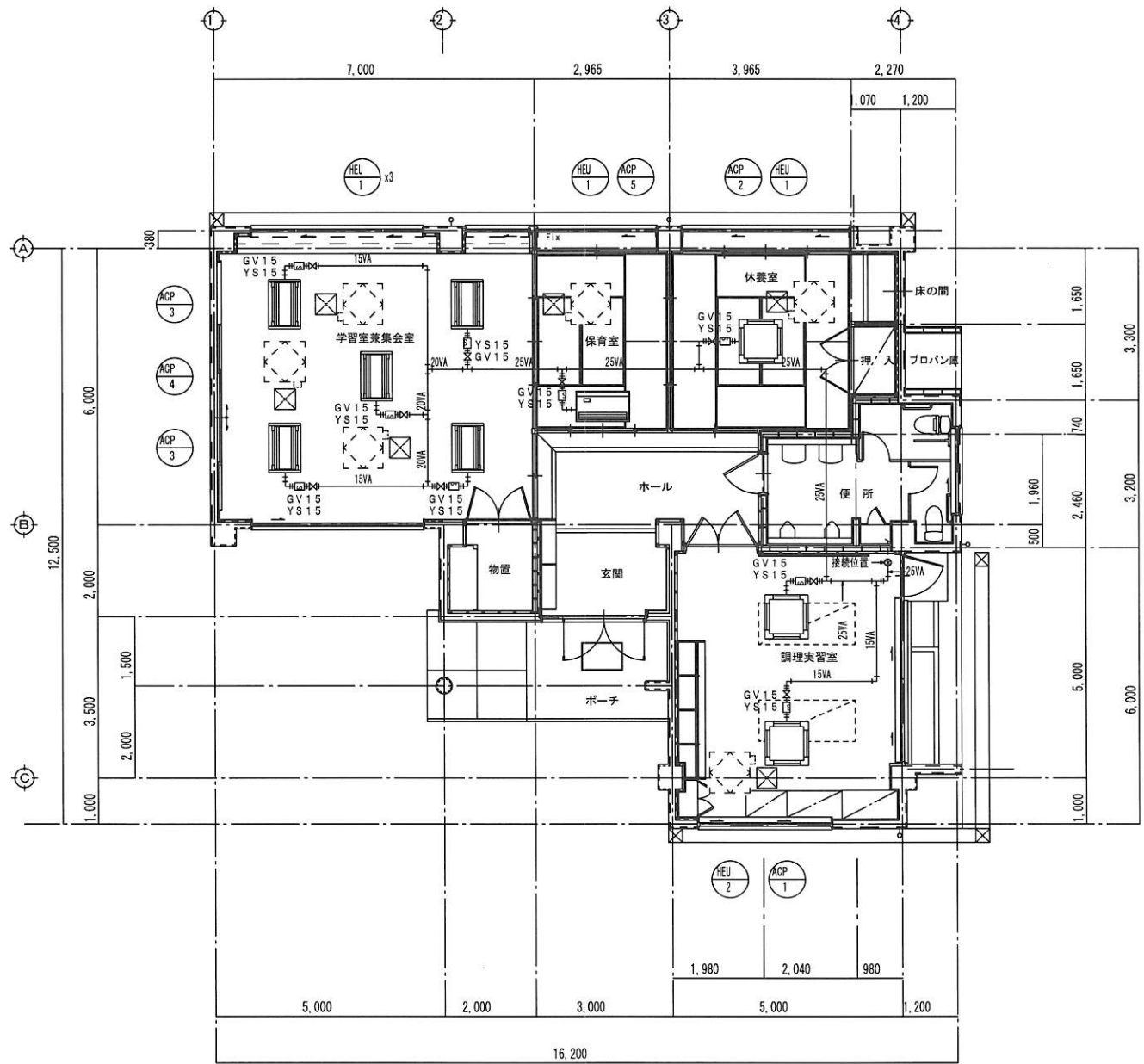
縮 尺 図 面 番 号
A2: 1/100 M-06



凡 例		
記 号	名 称	備 考
ACP	パッケージ形空調機	
HEU	全熱交換ユニット	
AS	リモコンSW (ACP用)	●
FS	リモコンSW (HEU用)	⊗
HS	湿度調節器	⊠

凡 例		
記 号	電 線 サ イ ズ	
— A —	EM-C	2.0-2C
— B —	EM-C	2.0-2C
— C —	EM-C	2.0-3C

- (注記-1) 空調機と全熱交換ユニットは連動運転制御を行う。
(注記-2) リモコンSWから天井面までの露出制御線は線びで保護する。
(注記-3) 天井内の制御線は必ず支持を行い固定すること。
(注記-4) リモコンSWの取付位置は監督員と協議の上、決定すること。
(注記-5) 制御配線の要領は採用した機器メーカーに確認し施工すること。



凡 例	
記 号	管 材 質
---	塩ビライニング鋼管 (SGP-VA)
□	ストレーナー15A
⊗	GV15A

改修前

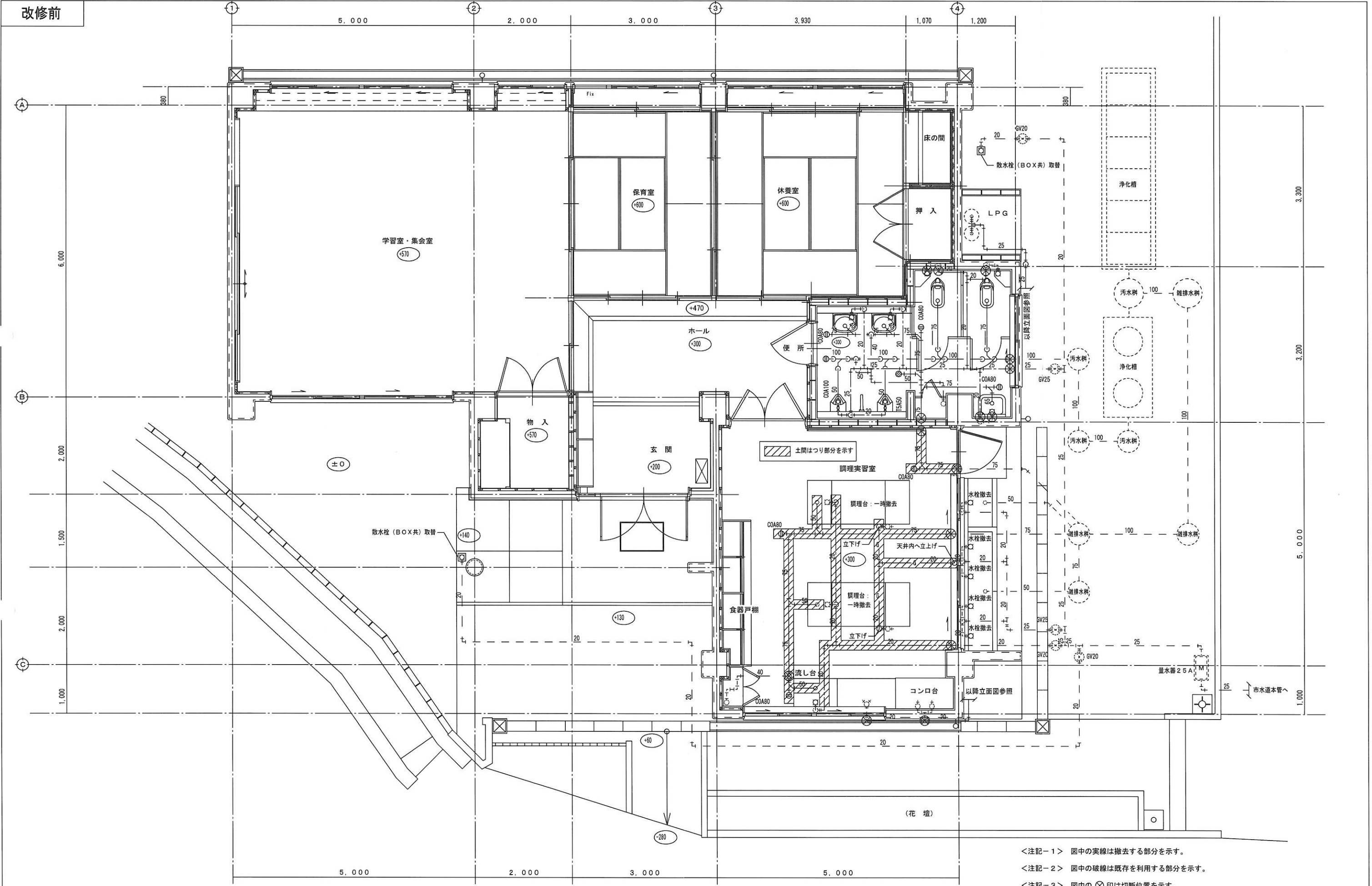
衛 生 器 具 表 (撤 去)		設 置 場 所					
器 具 名 称	器 具 型 式 (参 考)	区 分	改修内容	屋内	屋外	数 量 合 計	備 考
				トイレ	外部廻り		
和風大便器	C750V、S570 セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
紙巻器	一連タイプ セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
手すり	L形タイプ セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
小便器	U307C、T60P セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
仕切板	A100AY セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	1		1	
洗面器	L220、TENA40A (自動水栓) セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
水石けん入れ	TS126AR セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
化粧鏡	TS119AS3 セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	2		2	
掃除用流し	SK22A、T23AE20 セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分	1		1	
万能ホーム水栓	T200BCS13 セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分		5	5	屋外手洗場
散水栓	T27-13 (BOX共) セット器具等他付属品一式共	撤 去	廃棄処分		2	2	屋外建屋廻り

参 考 凡 例				
記号	名 称	区 分		備 考
— — — —	給水管	屋内	一般	硬質塩ビライニング鋼管 (VB)
			地中	硬質塩ビライニング鋼管 (VD)
		屋外	地中	硬質塩ビライニング鋼管 (VD)
			架空	硬質塩ビライニング鋼管 (VA)
  — — —	污水管 雑排水管 通気管	屋内	一般	硬質塩化ビニル管 (VP)
			架空	硬質塩化ビニル管 (VP)
		屋外	地中	硬質塩化ビニル管 (VP)
			架空	硬質塩化ビニル管 (VP)
— G —	ガス管	屋内	一般	配管用炭素鋼鋼管 (白)
		屋内	地中	ポリエチレン被覆鋼管
		屋外	架空	配管用炭素鋼鋼管 (白)
— ⊗ —	仕切弁	屋内	一般	GV-JIS10K
		屋外	地中	GV-JIS10K

改修後

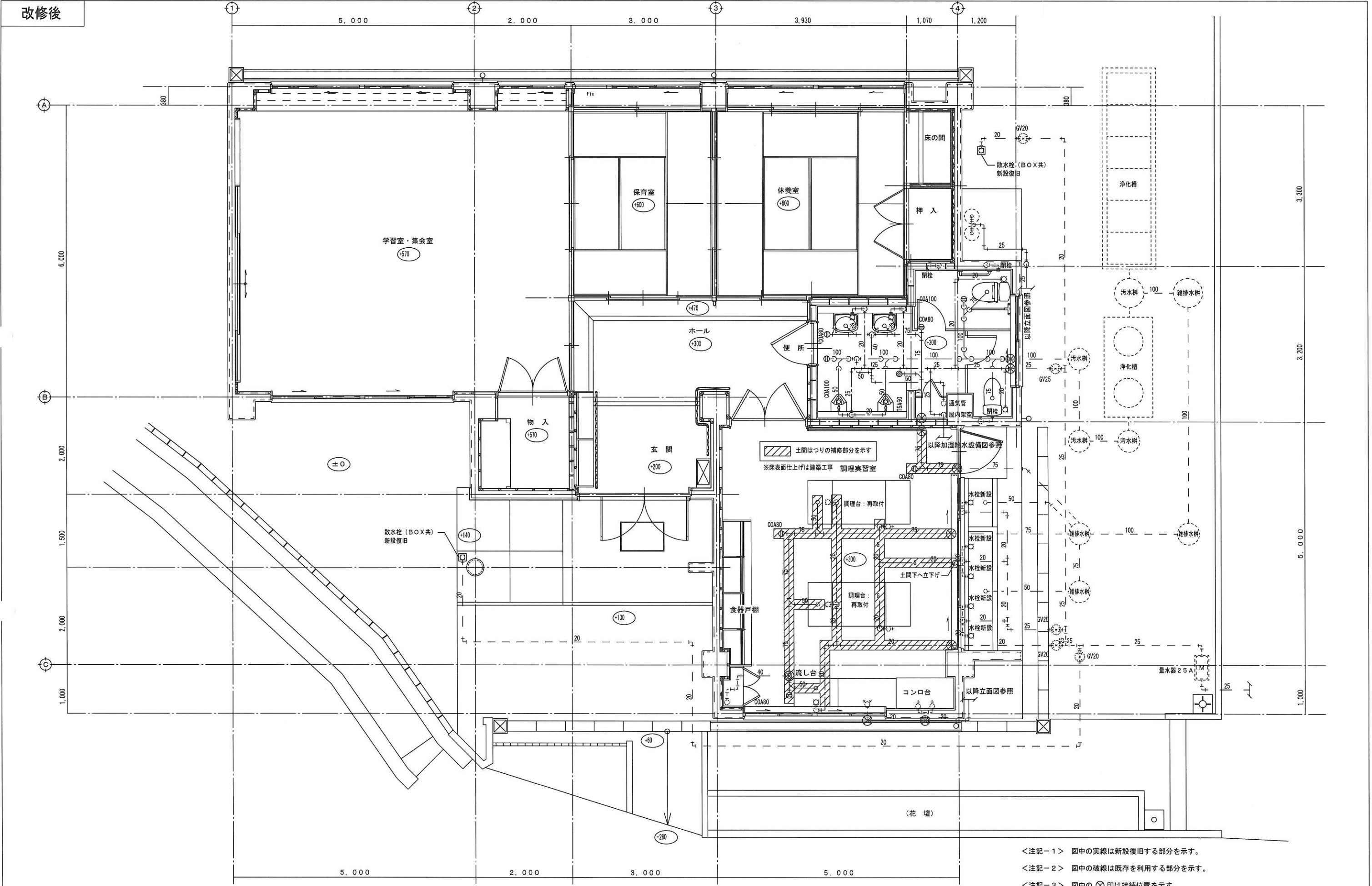
衛 生 器 具 表 (新 設)							
器 具 名 称	器 具 型 式 (参 考)	区 分	改修内容	設 置 場 所			
				屋内	屋外	数 量 合 計	備 考
				ト イ レ	外 部 廻 り		
							電源(単相100V)
腰掛便器	CFS498BCK (コンパクト便器) セット器具等他付属品一式共	新 設	新設復旧	2		2	
	フラッシュタンク式・掃除口付タイプ						
温水洗浄便座	TCF5830AUS (擬音装置付) セット器具等他付属品一式共	新 設	新設復旧	2		2	温水洗浄便座 1200W
	壁取付リモコン付属(洗浄用押しボタンスイッチ共)						
紙巻器	YH701 (棚付二連タイプ) セット器具等他付属品一式共	新 設	新設復旧	2		2	
手すり	T112CL10 (L形) 樹脂製被膜タイプ	新 設	新設復旧	1		1	
	セット器具等他付属品一式共						
手すり	T112HK7R (可動式はね上げ形) 樹脂製被膜タイプ	新 設	新設復旧	1		1	
	セット器具等他付属品一式共						
自動洗浄小便器	UFS900WR (壁掛型) セット器具等他付属品一式共	新 設	新設復旧	2		2	
	低リップ式・自己発電タイプ						
洗面器	L250CM. TENA41A (自動水栓) セット器具等他付属品一式共	新 設	新設復旧	2		2	既存コンセント有り
	TS126AR (水石けん入れ)						
化粧鏡	YM3545FE (盗難防止形耐食鏡) 350×450H	新 設	既設復旧	2		2	
横水栓	T200CSNR13 (キー式)	新 設	既設復旧		4	4	屋外手洗場
横水栓	T28AUNH13 (キー式) ホース接続・差し込みタイプ	新 設	既設復旧		1	1	屋外手洗場
散水栓	T28KUNH13 (キー式) ホース接続・差し込みタイプ	新 設	既設復旧		2	2	屋外建屋廻り
散水栓ボックス	キー付・SUSタイプ	新 設	既設復旧		2	2	屋外建屋廻り

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111	工事名称・図面名称	縮 尺	図 面 番 号
					平島地区学習等供用施設改修工事	NO SCALE	M-09
					給排水衛生設備工事 改修前・後 衛生器具表、凡例		



- <注記-1> 図中の実線は撤去する部分を示す。
- <注記-2> 図中の破線は既存を利用する部分を示す。
- <注記-3> 図中の ⊗ 印は切断位置を示す。

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-26-1111	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 給排水衛生設備工事 改修前 平面図	縮 尺 A2: 1/100	図 面 番 号 M-10



<注記-1> 図中の実線は新設復旧する部分を示す。
<注記-2> 図中の破線は既存を利用する部分を示す。
<注記-3> 図中の ⊗ 印は接続位置を示す。

特 記			作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 給排水衛生設備工事 改修後 平面図	縮 尺 A2: 1/100	図 面 番 号 M-11
-----	--	--	-----	-----	-----	---	---	------------------	-----------------

改修前

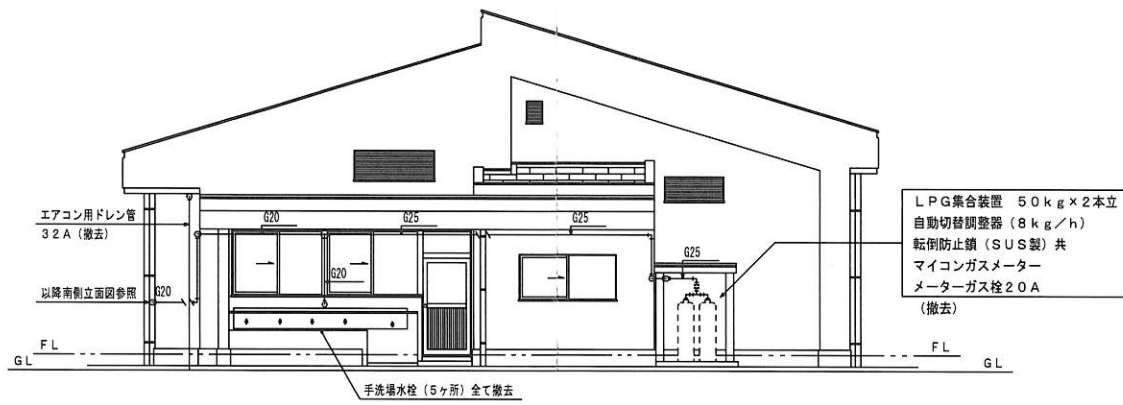
※撤去



南側立面図 S=1/100

改修前

※撤去



東側立面図 S=1/100

改修後

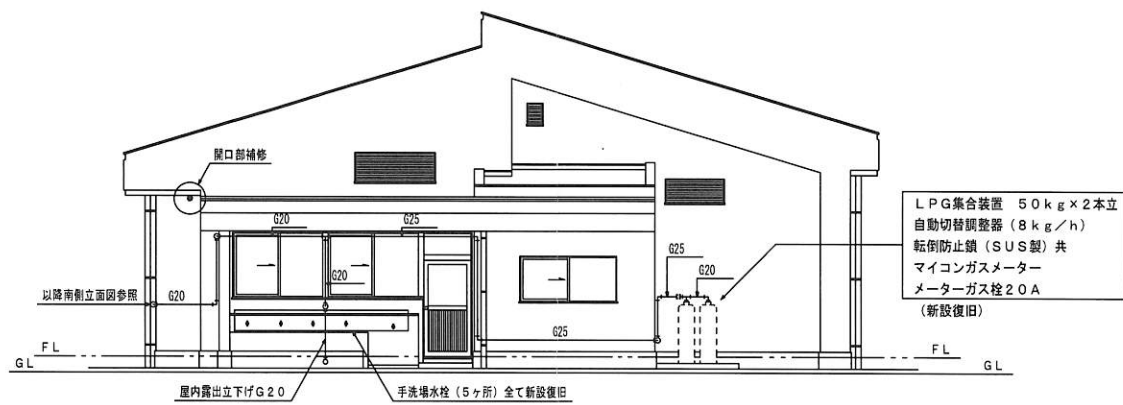
※新設復旧



南側立面図 S=1/100

改修後

※新設復旧



東側立面図 S=1/100

特記	作図	作図	作図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 給排水衛生設備工事 改修前・後 南側、東側 立面図	縮尺 A2: 1/100	図面番号 M-12

令和元年7月 防衛省地方協力局	防衛施設周辺防音事業 Ⅰ 防音工事標準仕方書		1. 共通事項 1.1 概 要 1.2 定 義 1.3 適用 1.4 定めのない音響材料又は防音仕様 1.5 図書の作成	2.4 金属製気密建具 2.5 ガラスブロック 2.6 室内吸音構成計画	3. 換気計画 3.1 必要換気量及び必要外気量 3.2 排気量 3.3 空気清浄方式 3.4 吹出音	3.5 換気方式 3.6 単一ダクト換気方式 3.6.1 給気ダクト 3.6.2 排気ダクト 3.6.3 消音 3.6.4 給排気口 3.7 個別分散換気方式 3.7.1 外壁の開口部等の防音処理 3.7.2 屋内側給・排気口の消音	4. 空調計画 4.1 室内温度条件 4.2 温・冷熱源 4.3 単一ダクト空調方式 4.3.1 送風方式 4.3.2 空調用ダクト 4.4 個別分散空調方式 5. 機械室の防音防振計画	Ⅱ 防音工事標準仕様書 1. 総 則 1.1 適用範囲 1.2 設計図書の優先順位 1.3 防音量等の測定に対する協力 2. 材料規格 2.1 吸音材料等 2.2 せつこうボード 2.3 合 板 2.4 せん孔合板 2.5 掲示板用壁紙	1. 共通事項 1.1 概 要 1.2 定 義 1.3 適用 1.4 定めのない音響材料又は防音仕様 1.5 図書の作成 2.1 所要防音量 2.2 送音構成計画 2.3 建具の送音量 2.4 建具の送音量 2.5 建具の送音量 2.6 建具の送音量 2.7 建具の送音量 2.8 建具の送音量 2.9 建具の送音量 2.10 建具の送音量 2.11 建具の送音量 2.12 建具の送音量 2.13 建具の送音量 2.14 建具の送音量 2.15 建具の送音量 2.16 建具の送音量 2.17 建具の送音量 2.18 建具の送音量 2.19 建具の送音量 2.20 建具の送音量 2.21 建具の送音量 2.22 建具の送音量 2.23 建具の送音量 2.24 建具の送音量 2.25 建具の送音量 2.26 建具の送音量 2.27 建具の送音量 2.28 建具の送音量 2.29 建具の送音量 2.30 建具の送音量 2.31 建具の送音量 2.32 建具の送音量 2.33 建具の送音量 2.34 建具の送音量 2.35 建具の送音量 2.36 建具の送音量 2.37 建具の送音量 2.38 建具の送音量 2.39 建具の送音量 2.40 建具の送音量 2.41 建具の送音量 2.42 建具の送音量 2.43 建具の送音量 2.44 建具の送音量 2.45 建具の送音量 2.46 建具の送音量 2.47 建具の送音量 2.48 建具の送音量 2.49 建具の送音量 2.50 建具の送音量 2.51 建具の送音量 2.52 建具の送音量 2.53 建具の送音量 2.54 建具の送音量 2.55 建具の送音量 2.56 建具の送音量 2.57 建具の送音量 2.58 建具の送音量 2.59 建具の送音量 2.60 建具の送音量 2.61 建具の送音量 2.62 建具の送音量 2.63 建具の送音量 2.64 建具の送音量 2.65 建具の送音量 2.66 建具の送音量 2.67 建具の送音量 2.68 建具の送音量 2.69 建具の送音量 2.70 建具の送音量 2.71 建具の送音量 2.72 建具の送音量 2.73 建具の送音量 2.74 建具の送音量 2.75 建具の送音量 2.76 建具の送音量 2.77 建具の送音量 2.78 建具の送音量 2.79 建具の送音量 2.80 建具の送音量 2.81 建具の送音量 2.82 建具の送音量 2.83 建具の送音量 2.84 建具の送音量 2.85 建具の送音量 2.86 建具の送音量 2.87 建具の送音量 2.88 建具の送音量 2.89 建具の送音量 2.90 建具の送音量 2.91 建具の送音量 2.92 建具の送音量 2.93 建具の送音量 2.94 建具の送音量 2.95 建具の送音量 2.96 建具の送音量 2.97 建具の送音量 2.98 建具の送音量 2.99 建具の送音量 3.00 建具の送音量 3.01 建具の送音量 3.02 建具の送音量 3.03 建具の送音量 3.04 建具の送音量 3.05 建具の送音量 3.06 建具の送音量 3.07 建具の送音量 3.08 建具の送音量 3.09 建具の送音量 3.10 建具の送音量 3.11 建具の送音量 3.12 建具の送音量 3.13 建具の送音量 3.14 建具の送音量 3.15 建具の送音量 3.16 建具の送音量 3.17 建具の送音量 3.18 建具の送音量 3.19 建具の送音量 3.20 建具の送音量 3.21 建具の送音量 3.22 建具の送音量 3.23 建具の送音量 3.24 建具の送音量 3.25 建具の送音量 3.26 建具の送音量 3.27 建具の送音量 3.28 建具の送音量 3.29 建具の送音量 3.30 建具の送音量 3.31 建具の送音量 3.32 建具の送音量 3.33 建具の送音量 3.34 建具の送音量 3.35 建具の送音量 3.36 建具の送音量 3.37 建具の送音量 3.38 建具の送音量 3.39 建具の送音量 3.40 建具の送音量 3.41 建具の送音量 3.42 建具の送音量 3.43 建具の送音量 3.44 建具の送音量 3.45 建具の送音量 3.46 建具の送音量 3.47 建具の送音量 3.48 建具の送音量 3.49 建具の送音量 3.50 建具の送音量 3.51 建具の送音量 3.52 建具の送音量 3.53 建具の送音量 3.54 建具の送音量 3.55 建具の送音量 3.56 建具の送音量 3.57 建具の送音量 3.58 建具の送音量 3.59 建具の送音量 3.60 建具の送音量 3.61 建具の送音量 3.62 建具の送音量 3.63 建具の送音量 3.64 建具の送音量 3.65 建具の送音量 3.66 建具の送音量 3.67 建具の送音量 3.68 建具の送音量 3.69 建具の送音量 3.70 建具の送音量 3.71 建具の送音量 3.72 建具の送音量 3.73 建具の送音量 3.74 建具の送音量 3.75 建具の送音量 3.76 建具の送音量 3.77 建具の送音量 3.78 建具の送音量 3.79 建具の送音量 3.80 建具の送音量 3.81 建具の送音量 3.82 建具の送音量 3.83 建具の送音量 3.84 建具の送音量 3.85 建具の送音量 3.86 建具の送音量 3.87 建具の送音量 3.88 建具の送音量 3.89 建具の送音量
--------------------	---------------------------	--	--	---	--	---	---	---	---

	3.工 事 仕 様 3.1本 工 事 3.1.1 壁間縁組 吸音用あなきせつこうボード。金板、せん孔金板の下の壁間縁組は、原則として45mm×45mmの黒木材を455mm間隔に水平に取り付け、垂直に45mm×45mm/2の貫材を455mm間隔に表面をそろえて組むものとする。壁間縁組のコンクリート壁への取り付け方法は、「建築工事監理指針（下巻）」（国土交通省大臣官庁官庁官庁常務部監修）の壁及び天井下地に關する事項によるものとす。 3.2 金属製建具工事 3.2.1 材 料 金属製気密建具に使用する材料は、次表に掲げる規格に適合するものとする。<table><tr><th>鋼製気密建具</th><th>枠、戸及びアンカー</th><th>鋼</th></tr><tr><td></td><td></td><td>JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形質及び鋼種又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m²以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 8610「電気亜鉛めっき」に規定するZn-Fe/2μ以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3131「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で上記に適合するもの。 ステンレス鋼 JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。</td></tr><tr><td>アルミニウム合金製気密建具</td><td>枠及び戸</td><td>アルミニウム合金 JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA6063S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び箔」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。</td></tr><tr><td></td><td>枠及び戸の補助材料</td><td>アルミニウム合金 JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。 ステンレス鋼 JIS G 4305に規定するSUS304。 鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m²以上のもの。</td></tr><tr><td></td><td>アンカー</td><td>鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。</td></tr></table> 3.2.2 加工及び表面処理 金属製気密建具の加工及び表面処理は、JIS A 4702「ドアセット」又はJIS A 4706「サッシ」に定めるもののほか、次のとおりとする。 a 鋼製気密建具の切断、溶接、ビス止め等の材料損傷箇所は、ジंकリックペイントなどにより処理し、JIS K 5629「鉛酸カルシウム及び止めインペント」に規定する塗料又はこれと同等以上のさび止性能を有する塗料2回塗りとする。 b アルミニウム合金製気密建具の板面処理は、JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化装被検査法」に規定する被膜の種類B又はこれと同等以上の性能をもつ表面処理施すものとする。 3.2.3 金 具 金属製気密建具に使用する付属金具は、見え掛り部は材質をJIS H 5120「銅及び銅合金錠物」に規定する黄銅錠物、JIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」に規定する亜鉛合金ダイカスト又はJIS H 5302「アルミニウム合金ダイカスト」に規定するアルミニウム合金ダイカストとし、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」に規定するニッケルクロムめつきを施すものとする。 特に、摩擦運動の激しい部分は、JIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定するC2600、C2700又はC2800の銅合金、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS45C又はS48Cの焼入鋼或いはJIS G 4303「ステンレス鋼材」又はJIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304のステンレス鋼を使用するものとする。 取り付けねじ類は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4308「ステンレス鋼線材」、JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼線」若しくはJIS G 4315「冷間圧延用ステンレス鋼線」に規定するステンレス鋼又はニッケルクロムめつきを施したJIS G 3505「軟鋼線材」に規定する軟鋼線材を使用するものとする。 なお、アルミニウム合金製気密建具に使用するねじ類等には、接触腐蝕を起こさない材料を使用するか又は表面処理を施したものを使用するものとする。 なお、防火設備に使用する引き寄せハンドル及び変にステンレス鋼を使用する場合は、JIS G 5121「ステンレス鋼線鋼品」に規定するステンレス鋼線鋼品とする。 3.2.4 性 能 金属製気密建具の性能は、JIS A 4702又はJIS A 4706に定める耐風圧性の等級S-5以上、気密性の等級A-4及び水密性の等級W-5以上に適合するものとする。	鋼製気密建具	枠、戸及びアンカー	鋼			JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形質及び鋼種又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m ² 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 8610「電気亜鉛めっき」に規定するZn-Fe/2μ以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3131「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で上記に適合するもの。 ステンレス鋼 JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。	アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金 JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA6063S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び箔」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。		枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金 JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。 ステンレス鋼 JIS G 4305に規定するSUS304。 鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。		アンカー	鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。	3.2.5 気密機構 a 金属製気密建具の気密機構は、建具の可動部に設けた2個の引き寄せハンドルとこれに連動する駆に据べいた連動軸により、建具を窓枠に固定できる構造とする。 建具の固定箇所は閉鎖時において、可動部の高さが1.2m未満のものにあつては4箇所、1.2m以上のもの及び1.2m未満でも気密保持のため特に必要なものにあつては6箇所とする。 ただし、区分4の金属製気密建具の気密機構は、引き寄せハンドルとこれに連動する駆に据べいた連動軸により、建具を窓枠に固定する構造とするが、又は開閉繰り返し試験（JIS A 1550「サッシの開閉繰り返し試験方法」に規定する開閉操作に、クレンジットが掛かる状態で建具を開ける条件を追加したものという。）等による試験報告書等で遮音性能を長期間担保できることが確認されたものとする。 b 金属製気密排煙窓建具は、排煙口として必要な機能を有するとともに、可動部2箇所以上で引き寄せ固定できる機構とする。 c 金属製気密出入口建具の気密機構は、内外より操作及び施設が可能レバーハンドルに連動する駆に据べいたグレンモリにより、建具を出入口枠に固定できる構造とし、建具の固定箇所は、閉鎖時において、開き戸にあつては3箇所以上、引き戸にあつては6箇所以上、両引き戸にあつては9箇所とする。 なお、グレンモリ継ぎは、建具の開放時にいて、原則として作動しない機構とする。また、両開き戸については、片方の扉は上げ落し及び必要に応じてレバーハンドルを設置する。 d 金属製気密建具の枠と可動部のすき間は、有効なバックキングにより、四周が完全に密着して気密性が十分得る構造とする。 e 金属製気密出入口建具で両面フラッシュの場合には、表面板の厚さを各々1.6 mm以上とし、框及び表面板内部にロックワール吸音材又はグラスウール吸音材を充填する。 3.2.6 建具回りのモルタル充填 建具周りのモルタル充填は、内外から十分に打つものとする。また、くつづり、下枠等のモルタル充填の困難な箇所は、あらかじめ裏面に鉄線等を取り付けておき、モルタル詰めを行った後、建具等を取り付けるものとする。 3.3 木製建具工事 3.3.1 材 料 木製気密建具に使用する樹種は、杉、ひのき、ラワン等で狂いの少ない乾燥材とする。 3.3.2 製 作 a 木製気密建具の見込寸法は、窓建具は33mm以上、出入口建具は36mm以上とし、戸当たり部分には戸じやくりを施すものとする。 b 木製気密建具は、框回りに必要以上のすき間が生じるこのないよう、原寸実測により製作するものとする。 c 木製気密出入口建具でフラッシュアとする場合には、表面板の厚さが5.5mm以上とし、框戸とする場合には、鉄板の厚さが9mm以上の合板とする。 なお、樹種は、ラワン又はなしとする。 3.3.3 気密締金具 a 気密締金具は、引違い木製気密建具を単純な動作により左右に2mm程度、召合せ部分において前後に3mm以上移動させる機構を有するものとする。 b 材料は、砲金製とし、特に摩耗の激しい部分は、焼入鋼を使用するものとする。 c 気密締金具は、作動によって木製気密建具の戸当り及び召合せ部分が完全に密着するような位置に、無理の生じないように取り付けるものとする。 3.3.4 気密バックキング 気密バックキングは、縦毛ゴム又はこれと同等以上のゴムバックキングとする。縦毛用縦紐はビスコース又はナイロンを使用し、容易に脱毛しないものとし、温度変化、給水等に特に耐久性の大きいものとする。 3.3.5 気密バックキング取り付け a 気密バックキングは、木製気密建具にあつては、戸当り及び召合せ部分は施設しない状態においてすき間を生じないよう下框部分は施設した状態においてすき間を生じないようまた木製気密出入口建具にあつては、戸当り、召合せ及び下框部分とも施設しない状態においてすき間が生じないように取り付けるものとする。 b 縦毛ゴムバックキングの取り付けは、接着部分全面に接着剤を塗布した上押え金により取り付けるものとする。 3.4 ガラス工事 3.4.1 ガラス止め a 鋼製気密建具にあつては、シーリング材、アルミニウム合金製建具にあつては、シーリング材又はガスケット止めとし、気密性が十分得るようにはめ込むものとする。 b 木製気密建具にあつては、数パテのうえ、パテ止め又はパテ網によるはめ込みとする。 3.4.2 工 法 シーリング材の充填は、クッション材を敷込み、ガラスをみぞの中央に係ち行う。特に、ハンドルの裏側の部分は注意して充填する。	3.5 内装工事 3.5.1 グラスウール吸音ボード張り グラスウール吸音ボードは、システム天井により張り上げるものとする。 3.5.2 成型板張り ロックワール化粧吸音板、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地として張り上げるものとする。 3.5.3 下地合板張り 提示板用装飾材下地と設ける合板張りは、突付けにより継ぎ目が平滑になるようにし、釘は頭つぶしの、合板表面を損傷しないように打ち付けるものとする。 3.5.4 提示板用装飾材張り 提示板用装飾材張りは、下地合板の継ぎ目を平滑にし、釘頭はニス等で防錆処理をする。下地合板全面にシーラー等であく止め処理をし、継ぎ目をパテ処理の上、紙、しわ等のないように張り上げるものとする。 3.6 雑工事 3.6.1 建具間吸音層 a 建具間吸音層は、外壁に設けるものとし、内外建具間隔は250mmから300mm程度とするものとする。 b コンクリート面に接する場合以外は、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地とし、その上に厚さ25mmのロックワール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を張り、表面には2.4に規定するせん孔合板を張るものとする。 3.6.2 消音自然排気口 a 消音自然排気口は、厚さ9.5mmのせっこうボードを、木材を骨子として、空気の出入口を除きすき間なく張り、内面に厚さ25mmのロックワール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を#20程度の亀甲金網で押さえて取り付けるものとする。 b 空気の出入口には、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。ルーバーは脱着可能な構造とする。 3.6.3 ガラリ排気口 施工室に設けるガラリ排気口は、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。	別表設計計画表 (1)教育関係施設（鉄筋コンクリート造等）設計計画基準 <table><tr><th>施工箇所</th><th>工事種別</th><th>1 級 工 事</th><th>2 級 工 事</th><th>3 級 工 事</th><th>4 級 工 事</th></tr><tr><td rowspan="2">開口部</td><td>施 工 室 ～ 外 部</td><td>区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td><td>区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td><td>区分4の金属製気密建具(5)</td><td>区分5の金属製気密建具(5)</td></tr><tr><td>施 工 室 ～ 廊 下</td><td>木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td><td colspan="4">普 通 仕 上 げ</td></tr><tr><td rowspan="2">廊 下 ～ 外 部</td><td>廊 下</td><td>区分4の金属製気密建具(5)</td><td>区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td><td>区分4の金属製気密建具(5)</td><td>区分5の金属製気密建具(5)</td></tr><tr><td>廊 下</td><td>区分4の金属製気密建具(5)</td><td colspan="4">普 通 仕 上 げ</td></tr><tr><td rowspan="2">天 井</td><td>一 般 教 室 特 別 教 室 管 理 課 室 オ ー プ ン ス ー ス</td><td colspan="2">せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>廊 下</td><td colspan="2">平せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)</td><td colspan="2">吸音用あなきせつこうボード(9.5) (周囲平せっこうボード(9.5))</td></tr><tr><td rowspan="2">壁</td><td>小壁</td><td colspan="2">せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>中壁</td><td colspan="2">合板(5.5)+提示板用装飾。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。</td><td colspan="2">普 通 仕 上 げ</td></tr><tr><td rowspan="2">窓</td><td>窓壁</td><td colspan="2">普通仕上げ。</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>廊 下 壁</td><td colspan="2">普通仕上げ。</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">柱 ・ は り 型</td><td colspan="4">普 通 仕 上 げ</td></tr><tr><td rowspan="2">換 気</td><td>給 気</td><td colspan="4">送風機による強制給気</td></tr><tr><td>排 気</td><td>原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気</td><td>原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>空 除 湿</td><td>湿</td><td colspan="4">冷却除湿方式とする。</td></tr><tr><td>調 温 度 保 持</td><td>湿</td><td colspan="4">原則として温風暖房方式とする。</td></tr><tr><td rowspan="4">そ の 他</td><td colspan="5">正面扉板側は、特別の場合を除き吸音材料又は工法を用いない。</td></tr><tr><td colspan="5">天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。</td></tr><tr><td colspan="4">柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm（仕上げを含む厚さ）以上とする。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">そ の 他</td><td colspan="5">施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。</td></tr></table> (備考) 1 表中建具の区分は、1の2の2.3建具の遮音量の表中の区分を示す。 2 表中() 内数字は、建具にあつてはガラスの厚さを、その他の材料にあつてはその厚さを示す。（単位はmm)	施工箇所	工事種別	1 級 工 事	2 級 工 事	3 級 工 事	4 級 工 事	開口部	施 工 室 ～ 外 部	区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	施 工 室 ～ 廊 下	木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	普 通 仕 上 げ				廊 下 ～ 外 部	廊 下	区分4の金属製気密建具(5)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	廊 下	区分4の金属製気密建具(5)	普 通 仕 上 げ				天 井	一 般 教 室 特 別 教 室 管 理 課 室 オ ー プ ン ス ー ス	せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。				廊 下	平せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)		吸音用あなきせつこうボード(9.5) (周囲平せっこうボード(9.5))		壁	小壁	せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。				中壁	合板(5.5)+提示板用装飾。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。		普 通 仕 上 げ		窓	窓壁	普通仕上げ。				廊 下 壁	普通仕上げ。				柱 ・ は り 型		普 通 仕 上 げ				換 気	給 気	送風機による強制給気				排 気	原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気			空 除 湿	湿	冷却除湿方式とする。				調 温 度 保 持	湿	原則として温風暖房方式とする。				そ の 他	正面扉板側は、特別の場合を除き吸音材料又は工法を用いない。					天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。					柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。					施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm（仕上げを含む厚さ）以上とする。					そ の 他	施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。				
鋼製気密建具	枠、戸及びアンカー	鋼																																																																																																																																								
		JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形質及び鋼種又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m ² 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 8610「電気亜鉛めっき」に規定するZn-Fe/2μ以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」と及びJIS G 3131「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で上記に適合するもの。 ステンレス鋼 JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。																																																																																																																																								
アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金 JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA6063S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び箔」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。																																																																																																																																								
	枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金 JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。 ステンレス鋼 JIS G 4305に規定するSUS304。 鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。																																																																																																																																								
	アンカー	鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。																																																																																																																																								
施工箇所	工事種別	1 級 工 事	2 級 工 事	3 級 工 事	4 級 工 事																																																																																																																																					
開口部	施 工 室 ～ 外 部	区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)																																																																																																																																					
	施 工 室 ～ 廊 下	木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	普 通 仕 上 げ																																																																																																																																							
廊 下 ～ 外 部	廊 下	区分4の金属製気密建具(5)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+十建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)																																																																																																																																					
	廊 下	区分4の金属製気密建具(5)	普 通 仕 上 げ																																																																																																																																							
天 井	一 般 教 室 特 別 教 室 管 理 課 室 オ ー プ ン ス ー ス	せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。																																																																																																																																								
	廊 下	平せっこうボード(9.5)+ロックワール化粧吸音板(9)		吸音用あなきせつこうボード(9.5) (周囲平せっこうボード(9.5))																																																																																																																																						
壁	小壁	せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。																																																																																																																																								
	中壁	合板(5.5)+提示板用装飾。ただし、畳敷きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。		普 通 仕 上 げ																																																																																																																																						
窓	窓壁	普通仕上げ。																																																																																																																																								
	廊 下 壁	普通仕上げ。																																																																																																																																								
柱 ・ は り 型		普 通 仕 上 げ																																																																																																																																								
換 気	給 気	送風機による強制給気																																																																																																																																								
	排 気	原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気																																																																																																																																							
空 除 湿	湿	冷却除湿方式とする。																																																																																																																																								
調 温 度 保 持	湿	原則として温風暖房方式とする。																																																																																																																																								
そ の 他	正面扉板側は、特別の場合を除き吸音材料又は工法を用いない。																																																																																																																																									
	天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。																																																																																																																																									
	柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。																																																																																																																																									
	施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm（仕上げを含む厚さ）以上とする。																																																																																																																																									
そ の 他	施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。																																																																																																																																									

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図面番号
					平 島 地 区 学 習 等 供 用 施 設 改 修 工 事	—	M14
					防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書（2）		

電気設備工事特記仕様書

I. 工事名称 平島地区学習等供用施設改修 工事

II. 工事概要

1. 総合発注の有無 本工事は、以下の工事を含む。（詳細は、図面参照のこと）

- ・ 建築工事
- ・ 機械設備工事
- ・

2. 工事場所 福岡県行橋市泉中央七丁目11-23

3. 建物概要

建築物名称	構造	階数	延面積（㎡）	防火対象物の種別	備考
学習等供用施設		1階			

4. 工事項目（○印を付けたものを適用する）

工事種目	建築物別				備考
	学習等供用施設			屋外	
○電灯設備	改修 一式	一式	一式		
○動力設備	撤去 一式	一式	一式		
・避雷設備	一式	一式	一式		
・受変電設備	一式	一式	一式		
・静止形電源設備	一式	一式	一式		
・発電設備	一式	一式	一式		
・情報通信網設備	一式	一式	一式		
・構内交換設備	一式	一式	一式		
・情報表示設備	一式	一式	一式		
・映像・音響設備	一式	一式	一式		
・拡声設備	一式	一式	一式		
・誘導支援設備	一式	一式	一式		
・呼出し設備	一式	一式	一式		
・テレビ共同受信設備	一式	一式	一式		
・防犯設備	一式	一式	一式		
・自動火災報知設備	一式	一式	一式		
・中央監視制御設備	一式	一式	一式		
・遠隔量水器設備	一式	一式	一式		
・デマンド監視・制御設備	一式	一式	一式		
・太陽光発電設備	一式	一式	一式		
・	一式	一式	一式		
・構内配電線路	一式	一式	一式	一式	
・構内通信線路	一式	一式	一式	一式	
・	一式	一式	一式		

III. 工事仕様

1 適用仕様等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。

- 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）」 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修
- 年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
- ただし、改定内容で発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、発担当者と協議すること。
- 2 補足基準等
- 適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編 平成31年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
 - 「建築工事標準詳細図（建築工事編 平成28年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
 - 「電気設備工事監理指針（令和元年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「機械設備工事監理指針（令和元年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築工事監理指針（令和元年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築改修工事監理指針（令和元年版）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - 「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」 独立行政法人 建築研究所監修
 - 「建築工事安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
 - 「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
 - 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境省アスベスト飛散防止対策研究会）
 - 「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
- 年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
- ただし、改定内容で発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、発担当者と協議すること。

3 特記仕様

（1）項目は、○印のついたものを適用する。

（2）特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

項目

特記事項

機材

この工事に使用する機材は、監督職員の承認を受ける。
なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。
また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。

電気工作物

○ 一般用電気工作物

強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた間隔を考慮すること。

多条敷設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS C 3653（附属書含む）」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。

また、電線相互の接近により誘導障害が生じるおそれがある場合は、多条敷設は行わないこと。

埋地線の材料は下表による。埋地線の近くに埋地線埋設機 90×140×1.5t（貴鋼製・刷印）

を設置すること。なお、埋地線 EB（14φ）の長さ1,500mm以上とし、10φ・14φは、

W=40として差し支えない。

埋地線の種別	記号	埋地線抵抗値	埋地線
・ 共同	E _{ACB}	Ω以下	
・ 共同	E _{AD}	Ω以下	
・ A 種	E _A	10Ω以下	
・ B 種	E _B	Ω以下	
・ C 種	E _C	10Ω以下	
○ D 種	E _D	100Ω以下	EB（ ）φ×1（L=1,500mm）
・ 避雷設備	E _L	10Ω以下	
・ 高圧避雷器	E _{UH}	10Ω以下	
・ 低圧避雷器	E _{LL}	10Ω以下	
・ 交換機用	E _t	10Ω以下	
・ 通信用	E _{ct}	10Ω以下	
・ 通信用	E _{ct}	100Ω以下	EB（10）φ×1（L=1,500mm）
・ 測定用	E _D		EB（10）φ×1（L=1,500mm）

避雷設備の埋地線抵抗値は、総合抵抗とし、

本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。

・ 構内交換装置 ・ 電話機取付け（ 台）

・ 配管配線まで本工事 ・ 配管のみ本工事 ・ 配線のみ本工事

電話機1台につき次のものを見込む。

・ TIVE（TIVE） 0.65-2C m ・ EM-TIEF（TIEE） 0.65-2C m

・ EBT 0.4-2P m ・ EM-BTIEE 0.4-2P m

・ 2号ワイヤブロテクタ m

本工事における構内情報通信網設備の工事範囲は、以下のとおりとする。

・ 構内情報通信網装置 ・ ネットワーク管理装置 ・ 配管配線まで本工事

・ 配管のみ本工事

・ 幹線LAN：赤色 ・ 認証ネットワーク：指定なし ・ その他：指定なし

拡声設備において、増幅器などの入出力線と配線の接続は、コネクタなどを取付けて行う

こと。

自動火災報知設備において、感知器が作動した場合に受信機及び運動制御機と連動して空調

機並びに送排風機を停止させる。

・ 単独（・自立形 ・壁掛形）

・ 液化石油ガス用 ・ 都市ガス用

・ 配管のみ本工事 ・ 機器取付調整まで本工事

・ 防犯設備工事範囲

・ 配管のみ本工事 ・ 機器取付調整まで本工事

躯体貫通箇所においては検査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

蓋中央部に県章を刻印すること。また、用途別に「高圧」「電気」「弱電」の刻印をすること。

屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。

① 建築副産物の処理について

資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理を推進する。

現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内に発生する品目ごとに分別保管場所

を設置し集積すること。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に使い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報告書」（共に添付書類を含む）を提出すること。

指定副産物（原則として、再資源化施設へ持込むもの）

・がれき類（コンクリート塊）（アスファルト・コンクリート塊）

・廃プラスチック

○ガラス・陶磁器くず

・廃石こうボード

○金属くず

・建設発生土

・繊維くず

特別管理産業廃棄物

・廃石棉等

「建築物の解体等に係る石棉飛散防止対策マニュアル」（環境省大気保全局）に使い、収集・運搬・処分を行うこと。

・廃 PCB 等

「電気事業法；電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に使い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※ 参考受入場所は、現場説明書による。

処理内容	備考
現場内における分別	
現場内分別保管場所の設置	
現場内分別保管場所までの運搬	
分別保管場所からの積込み・運搬・処分	
「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要

② その他

○ 廃棄物及び汚水処理は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。

・ 停電を伴う工事は、施設管理者と事前協議を十分した上で実施すること。

・ 施工の際は、分電盤対象回路を遮断すること。

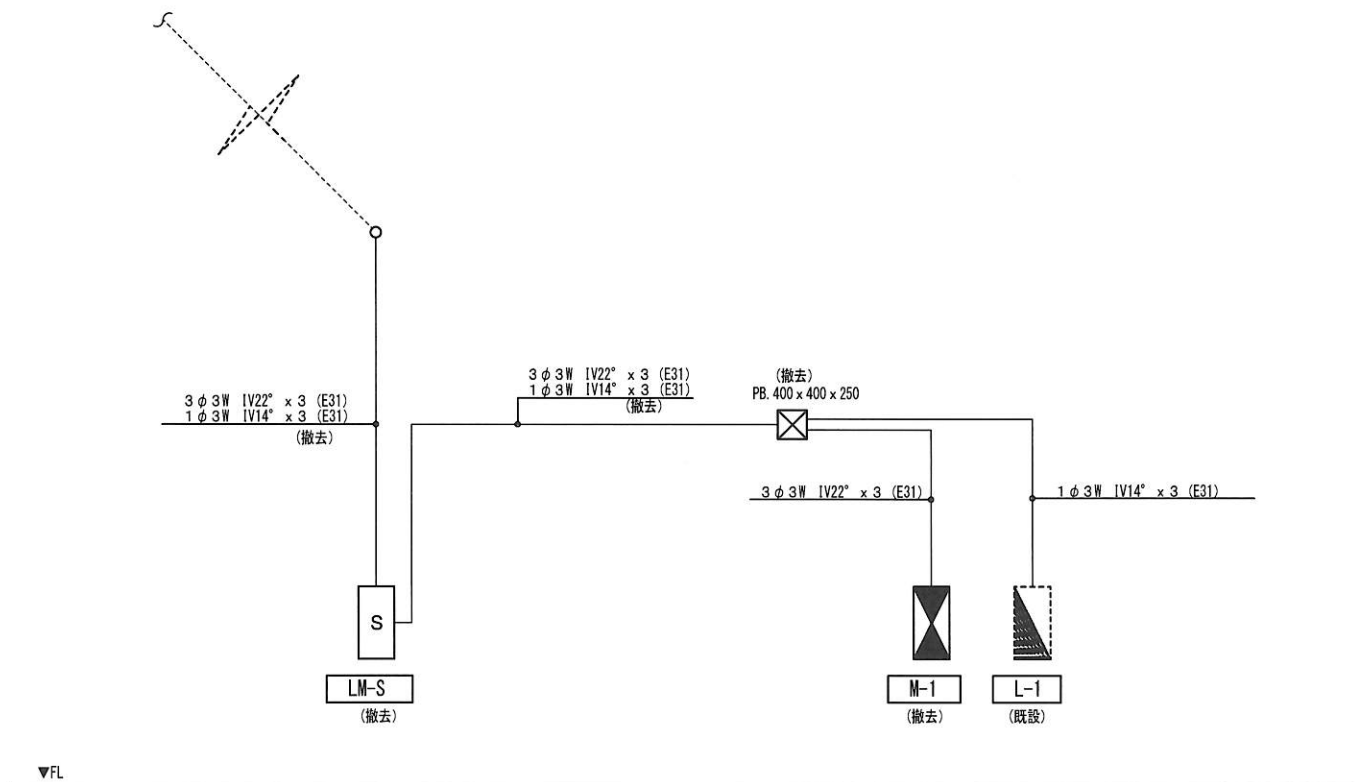
・ 建築足場等により、自動点検器が影に入る場合は、必要に応じて仮設措置を行うこと。

・ 本工事は、週休2日促進工事対象である。（詳細は現場説明書による。）

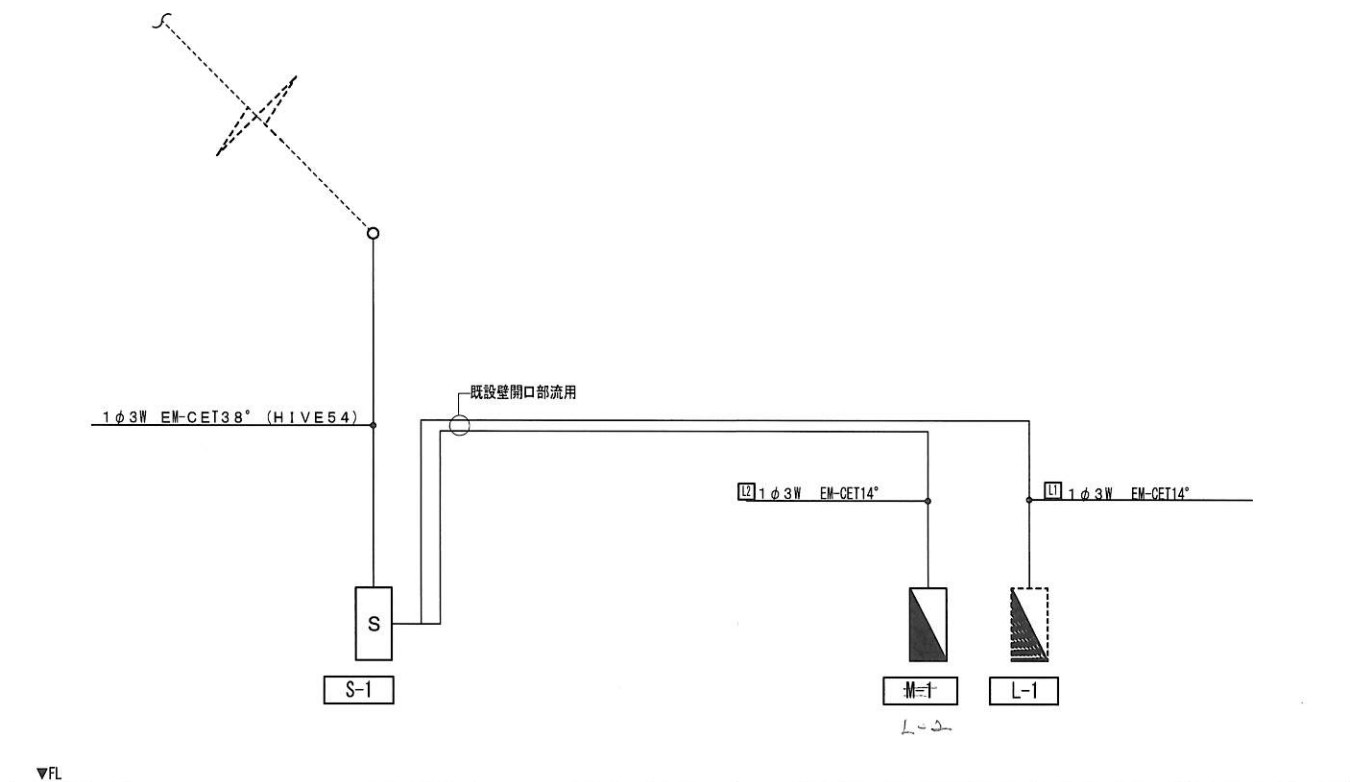
・ 入札時積算数量書活用方式対象工事である。

		R3-4	
		年 月 日	
工事名称		平島地区学習等供用施設改修 工事	特記仕様書
工事場所		福岡県行橋市泉中央七丁目11-23	図番 1 / 号
設計者氏名	1級建築士登録第 号 建築設備士第 号		
	事業所名 及び所在地		
行橋市役所都市整備部建築政策課		福岡県行橋市中央一丁目1番1号	

改修前 幹線系統図

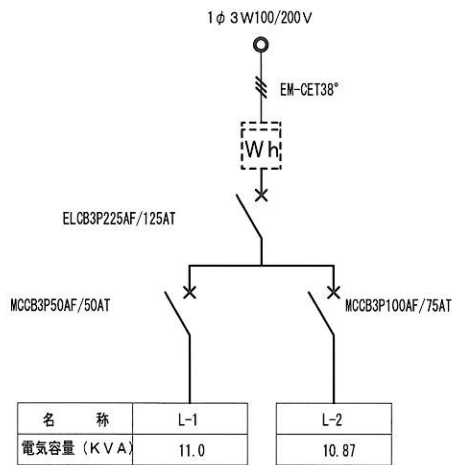


改修後 幹線系統図



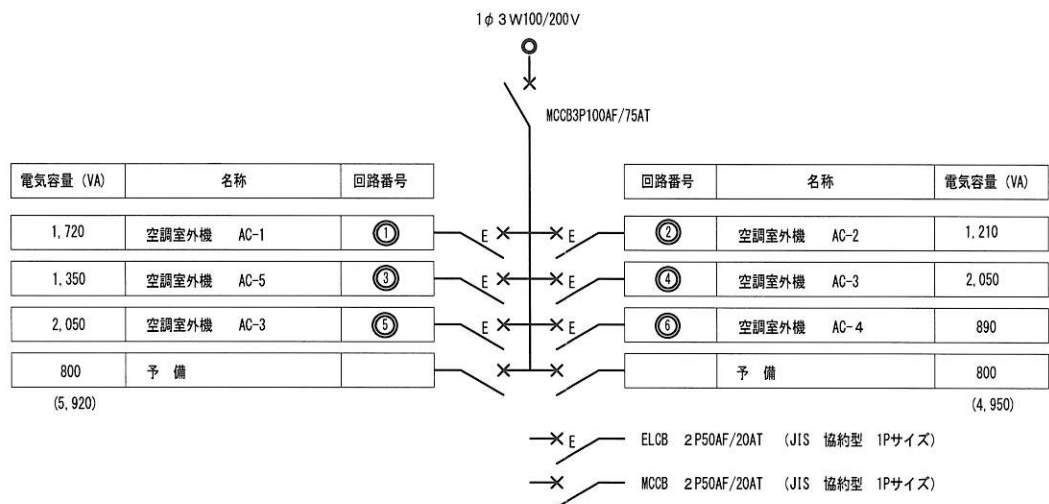
引込開閉器盤 S-1

屋外壁掛型 (SUS製)



電灯分電盤 L-2

屋内露出型 (鋼板製)



特記

作図

作図

作図

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

工事名称・図面名称

平島地区学習等供用施設改修工事
改修前・後 幹線系統図 盤結線図

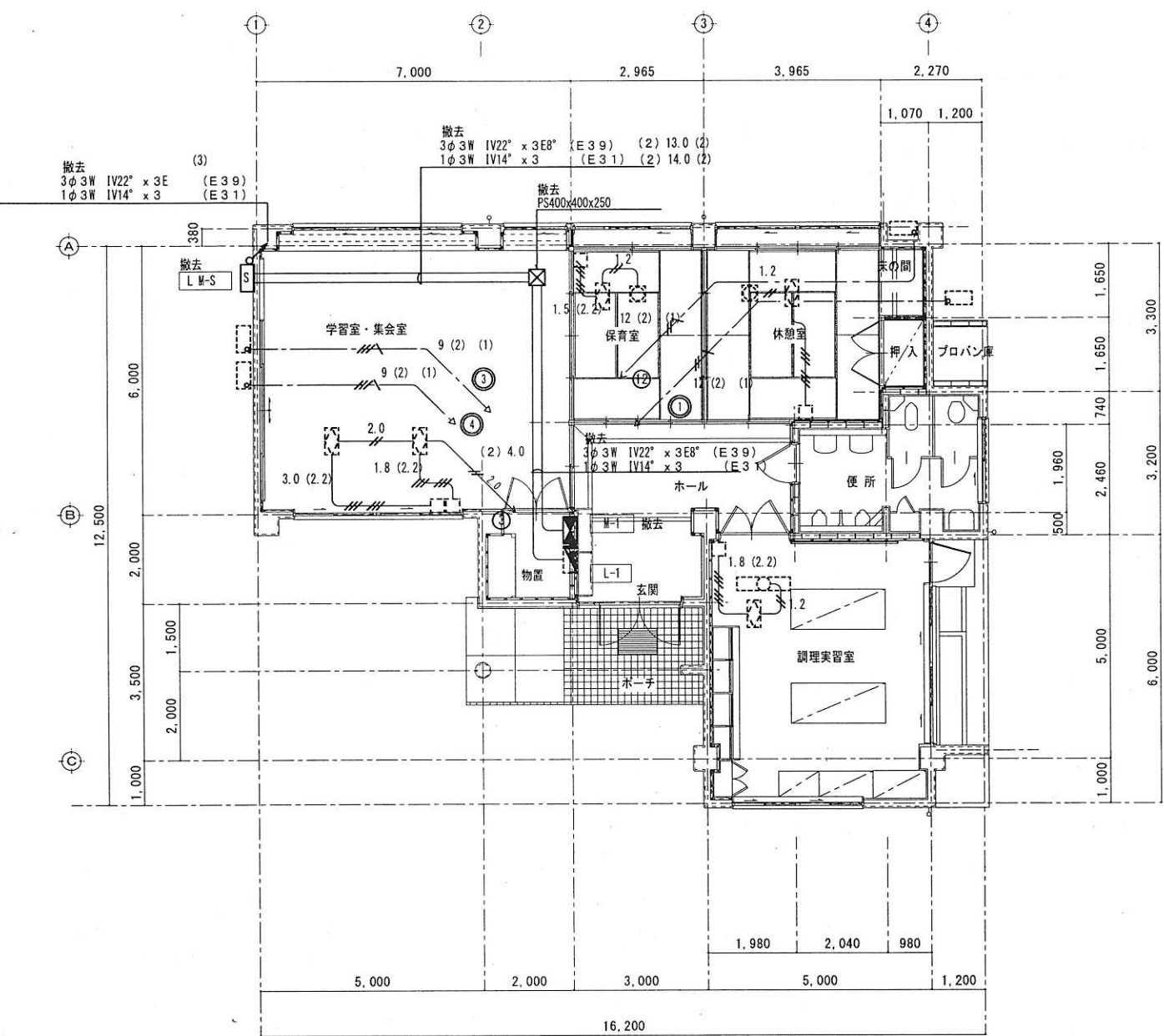
縮尺

図面番号

A2版: N, S

E 0 2

改修前 平面図



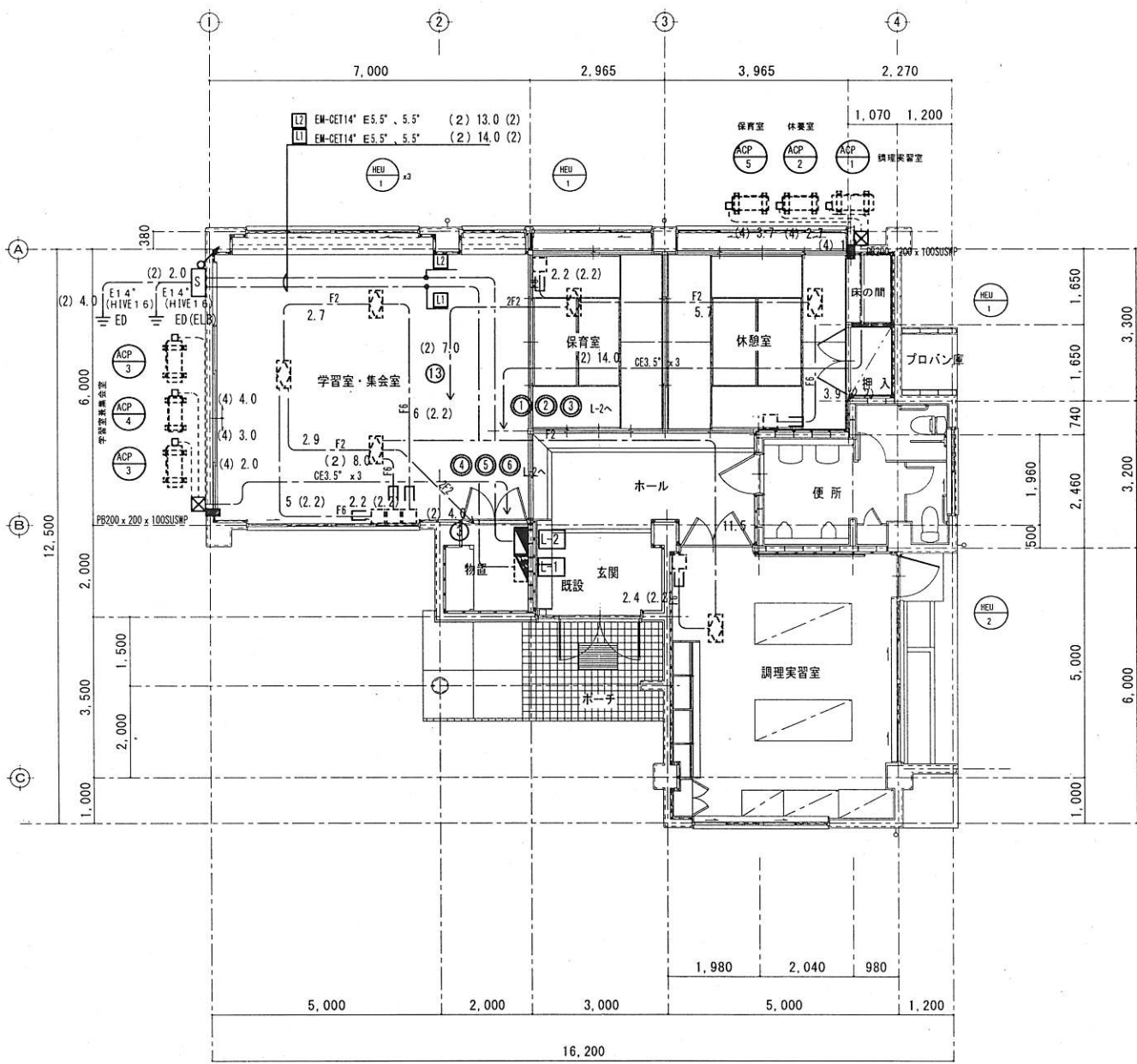
特記なき撤去配線は下記による。

	CV3.5°-3C(1E)	(FEP30)
	CV3.5°-4C(1E)	(FEP30)
	IV1.6x2	(E19)
	IV1.6x6	(E25)
	IV2.0x2	(E19)
・地中隠蔽配管は残置とする。		
・コンクリート隠蔽配管は残置とする。		

撤去凡例

	引込開閉器盤 LM-S 500Wx900Hx120D
	動力盤 M-1 550Wx1030Hx150D
	ブルボックス 400x400x250

改修後 平面図



特記なき配線は下記による。

	EM-EEF1.6-2C	転がし
	EM-EEF1.6-3Cx2	転がし
	EM-EEF2.0-2C	転がし
	EM-CE3.5°-3C(1E)x3	転がし
	EM-CE3.5°-3C(1E)	(HIVE28)
	1種金属線び B型	
空調室外機との接続は金属可とう電線管防水型を使用すること。		
	全熱交換機	機械設備工事
	空調室外機	機械設備工事
	全熱交換機用スイッチ(機械設備工事)	B型スイッチボックス
	既設電灯分電盤	L-1
	電灯分電盤	L-2
	壁貫通	50φx150L

特記

作図 作図 作図

行橋市役所

都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL:0930-25-1111

都市整備部

建築政策課

工事名称・図面名称

平島地区学習等供用施設改修工事

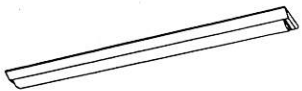
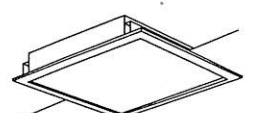
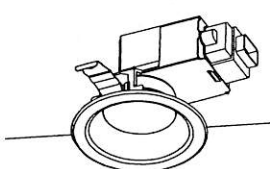
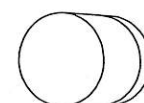
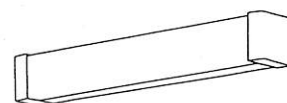
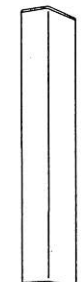
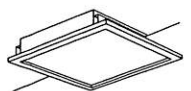
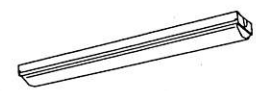
改修前・後 空調電源設備 配線図

縮尺

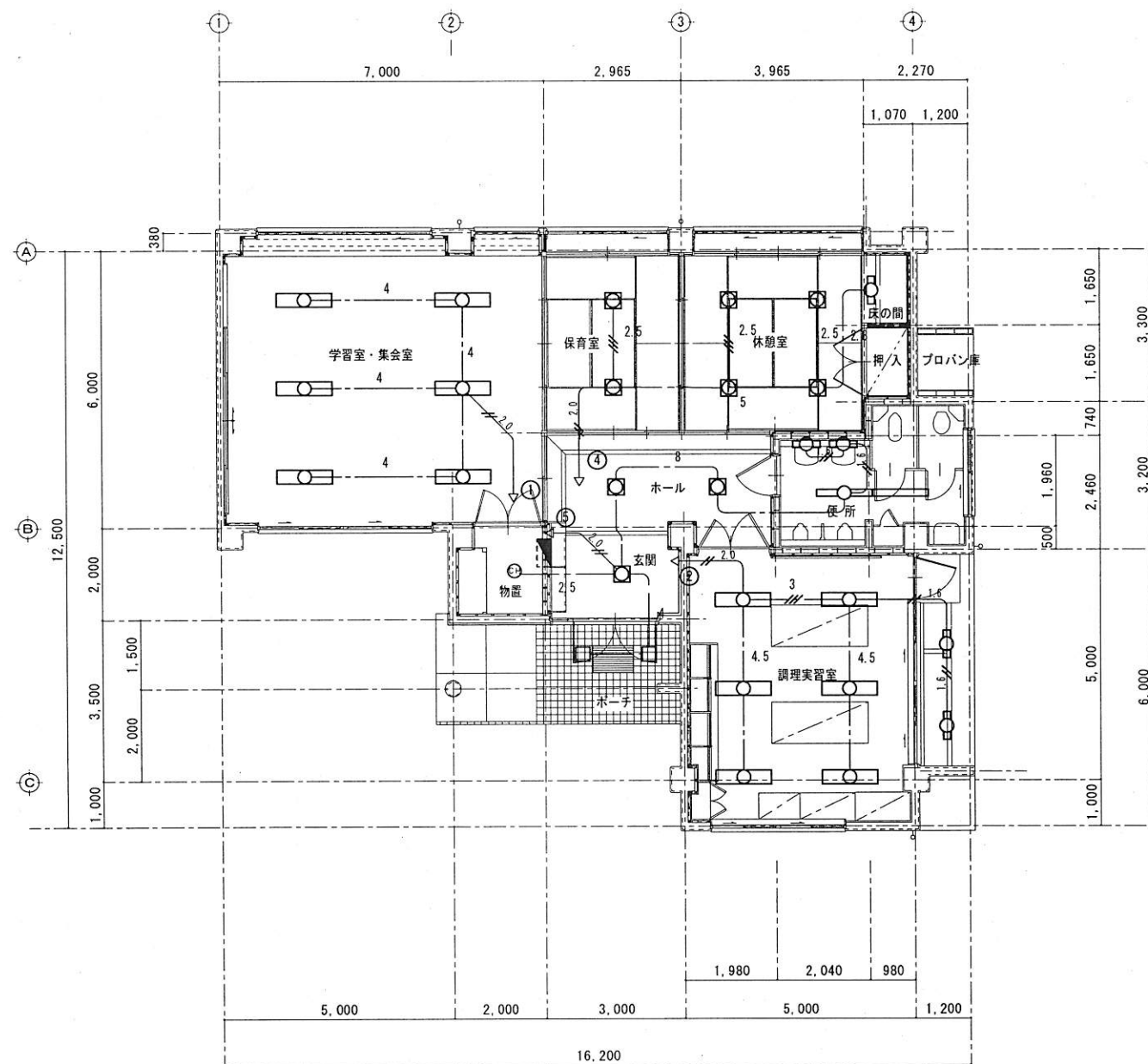
A2版:1/100

図面番号

E03

A 直付型40形 Dスタイル W150 LSS9-4-23  一般タイプ、2350lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体・調光（白色樹脂塗装） ライトバー（カバー）ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 パナソニック 直付XLX420AENPLE9 相当品	B 直付型40形 W230 LSS7-4-56LE9  一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体・調光（白色樹脂塗装） ライトバー（カバー）ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 パナソニック 直付XLX465GENTLE9	C 直付型40形 W230 LSS7-4-56LE9  一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体・調光（白色樹脂塗装） ライトバー（カバー）ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 パナソニック 直付XLX465GENTLE9 相当品	D LEDｽﾀｲﾌﾟｰｽﾀｲﾄ FHP32形×3灯節電タイプ 埋込型  □450、乳白パネル、調光可能タイプ（約10～100%） 定格出力型、消費電力2.6W、電圧100～242V 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 本体・枠：樹脂（高反射白色樹脂塗装） パネル・ポリカーボネート（乳白） 昼白色、5000K、Ra83 パナソニック 埋込XL572PFVKLA9 相当品
E LEDダウンライト 60形電球1灯器具相当  150×150開口用リニューアルプレート共 昼白色（5000K）、Ra83 光束光束590lm、消費電力4.5W、電圧100V 点灯タイプ、光束部は白色、防湿型・防塵型 枠：アルミ（ホワイトつや消し） 埋込穴φ100 パナソニック LRD1100NLE1	F LEDポーチライト 40形電球1灯器具相当  電球色（2700K）、Ra80 光束光束309lm、消費電力4.3W、電圧100V 樹脂・天井面取り付け用 ステンレス・防湿型・防塵型 プラスチック（シルバーグレーメタリック） カバー：ガラス（乳白） カバー・キャッチ付 パナソニック LGW85014SZ 相当品	G LEDブラケット 15形直管蛍光灯1灯器具相当  昼白色（5000K）、Ra83 光束光束840lm、消費電力9.5W、電圧100V 拡散タイプ、天井取り付け、壁面付型 カバー：プラスチック（乳白） 両面拡散タイプ W=450 H=65 出し64 パナソニック LGB85042LE1 相当品	H LEDウォールライト 20形  LED内蔵、電源ユニット内蔵 防湿型・防塵型 5000K、Ra83、光束光束990lm、消費電力10W、電圧100～242V 光束光束990lm、消費電力10W、電圧100～242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白） 天井埋付型・壁面付型、保護等級：IP23 パナソニック NNFW21800KLE9 相当品
I LEDｽﾀｲﾌﾟｰｽﾀｲﾄ FHP23形×4灯相当タイプ 埋込型  □350、乳白パネル本枠タイプ、調光可能タイプ（約10～100%） 電圧：100～242V 光源寿命40000時間（光束維持率85%）、Ra83 本体・調光（高反射白色樹脂塗装） 枠：鋼板（白） パネル：アクリル（乳白） 昼白色（5000K） パナソニック 埋込XL564PJVJLA9 相当品	J 直付型20形 笠付  一般タイプ、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体・調光（白色樹脂塗装） ライトバー（カバー）ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー内に蔵 パナソニック 直付XLX200NENCLE9+FSK21020相当品		

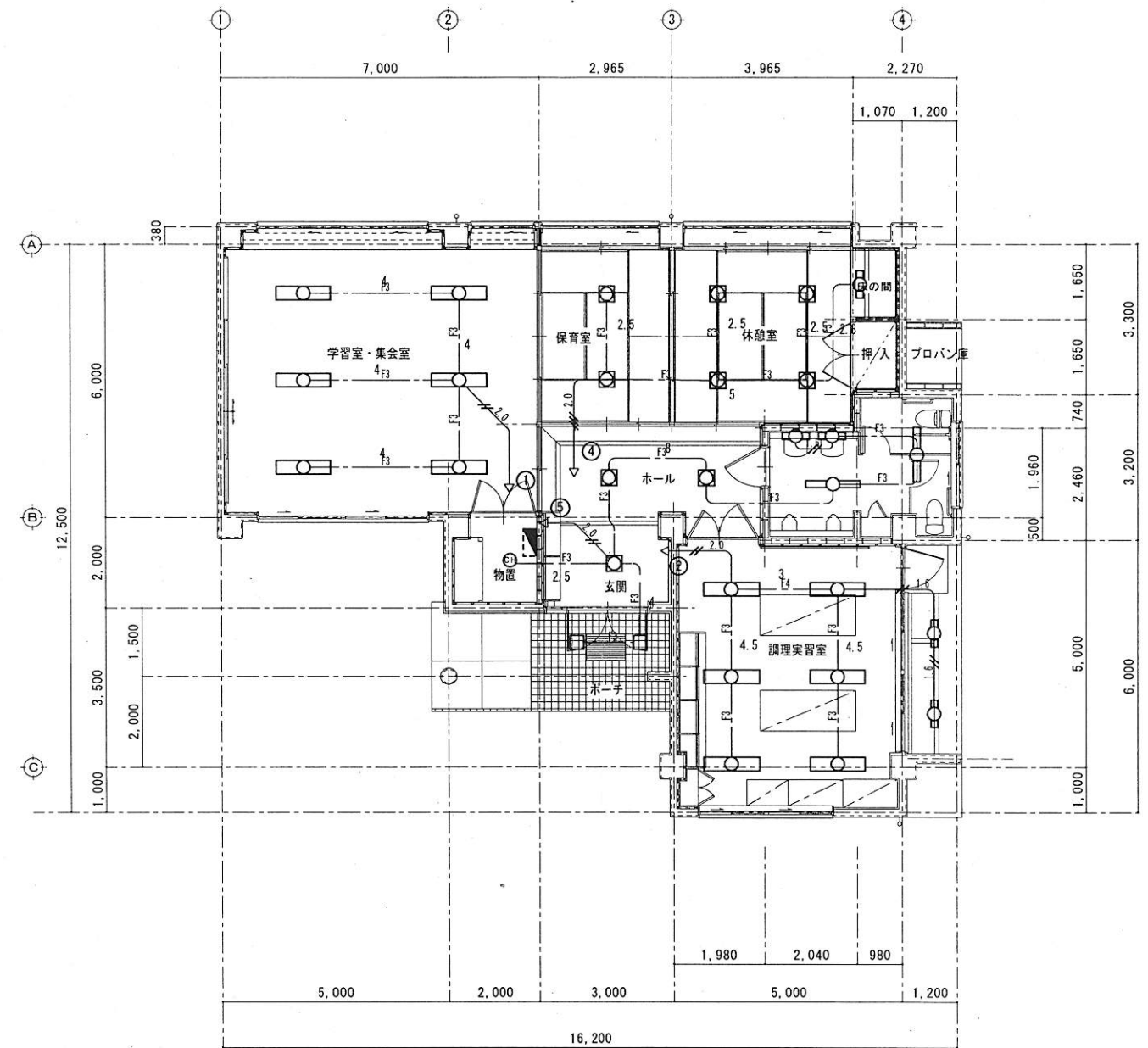
改修前 平面図



学習室・集会室 直付型FL40W-2 × 6	玄関・ホール 埋込型FCL40W-1 × 3	便所 直付型FL40W-1 × 2 直付型FL20W-1 × 2
物置 直付型 IL40W × 1	保育室 埋込型FUL36W-2 × 2	調理実習室 直付型FL40W-2 × 6
軒下 ダウンライトIL60W × 2	休憩室 埋込型FUL36W-2 × 4 直付型FL20W-1 × 1	屋外 直付FL20W-1 × 2

特記なき配線は下記による。		
-----	VVF1.6-2C 転がし	撤去
-----	VVF1.6-3C 転がし	撤去
-----	1V2.0×2(E19)	残置
-----	1V1.6×2(E19)	残置

改修後 平面図



学習室・集会室 C × 6	玄関・ホール D × 3	便所 A × 2 G × 2
物置 F × 1	保育室 I × 2	調理実習室 B × 6
軒下 E × 2	休憩室 I × 4 J × 1	屋外 H × 2

特記なき配線は下記による。		
-----	EM-EEF1.6-3C(1E) 転がし	
-----	EM-EEF1.6-2C×2(1E) 転がし	
-----	1V2.0×2(E19)	残置
-----	1V1.6×2(E19)	残置

(注記)
電源の第一ボックス以降の接地線は金属ボックスアースより接地をとること。